

ディスクロージャー誌

2007

ソニー損害保険株式会社

ごあいさつ	1
会社の概要	2
会社の特色	4
ソニーフィナンシャルホールディングスグループについて	8
2006年度(2007年3月期)の業績	9
トピックス	14
環境保全活動・社会貢献活動	15
取扱商品	16
ご契約者向けサービス	18
保険金お支払いまでの流れ	19
保険金お支払いまでのサービス	20
契約のお申込み	22
販売・勧誘方針	24
お客様情報のお取扱いに関して	25
コーポレートガバナンス・内部統制について	26
コンプライアンス	27
リスク管理	29
お客様のご相談窓口	32
<hr/>	
データ編	33

本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などをご紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただくうえで、少しでもお役に立てていただければ幸いです。

ごあいさつ

2006年度は、自動車保険を中心に保有契約件数が順調に伸び、一般企業の売上高にあたる正味収入保険料は前年度から11.5%増え、504億円となりました。事業費のコントロールにより事業費効率は大幅に改善し、保険金支払いの額も安定的に推移したため、経常利益が20億円、当期純利益は15億円となり、1999年の営業開始以来、初の単年度での黒字を実現しました。

また、2007年3月末現在のソルベンシー・マージン比率は1,009.7%となり、引続き十分な財務的健全性を確保しました。

このように2006年度は営業開始以来、最高の財務的成果をあげた年度となりました。

ソニー損保では“Feel the Difference”のスローガンのもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」を感じていただけるよう、継続的にサービスの強化に取り組んでおります。2006年度には、ウェブサイト上に「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」を設け、こうした取組みの経過をより身近に感じていただけるようブログを用いてタイムリーにお伝えするなど、お客様とともに歩む姿勢をさらに明確にいたしました。また、お客様が最も不安を感じられる自動車事故の際には、事故受付後3時間以内に専任の担当者からご一報をさしあげること、お客様への約束として宣言いたしました。



こうしたサービス施策の強化が、お客様からのご支持をいっそう高めることにつながると考えております。

一方で、残念ながら保険金の支払漏れという事態の発生がありました。事実を真摯にうけとめ、経営態勢や問題の発生に関連するすべての業務態勢を見直し、関連システムの強化をはじめとする保険金支払管理態勢の改善や内部管理態勢の強化を進め、再発防止に取り組んでおります。

ダイレクト保険市場は2006年度も堅調に拡大したと考えておりますが、ダイレクト保険会社のリーディング・カンパニーとして、ソニー損保のブランド価値をいっそう高めることにより、さらに存在感ある企業へと成長していきたいと思っております。

今後とも、皆様のご愛顧とご支援をよろしくお願い申し上げます。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 山本真一

このお約束は、原則として平日(月～金)午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合が対象です。(事故連絡は24時間365日受付しています。)詳しくは14ページをご参照ください。

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。

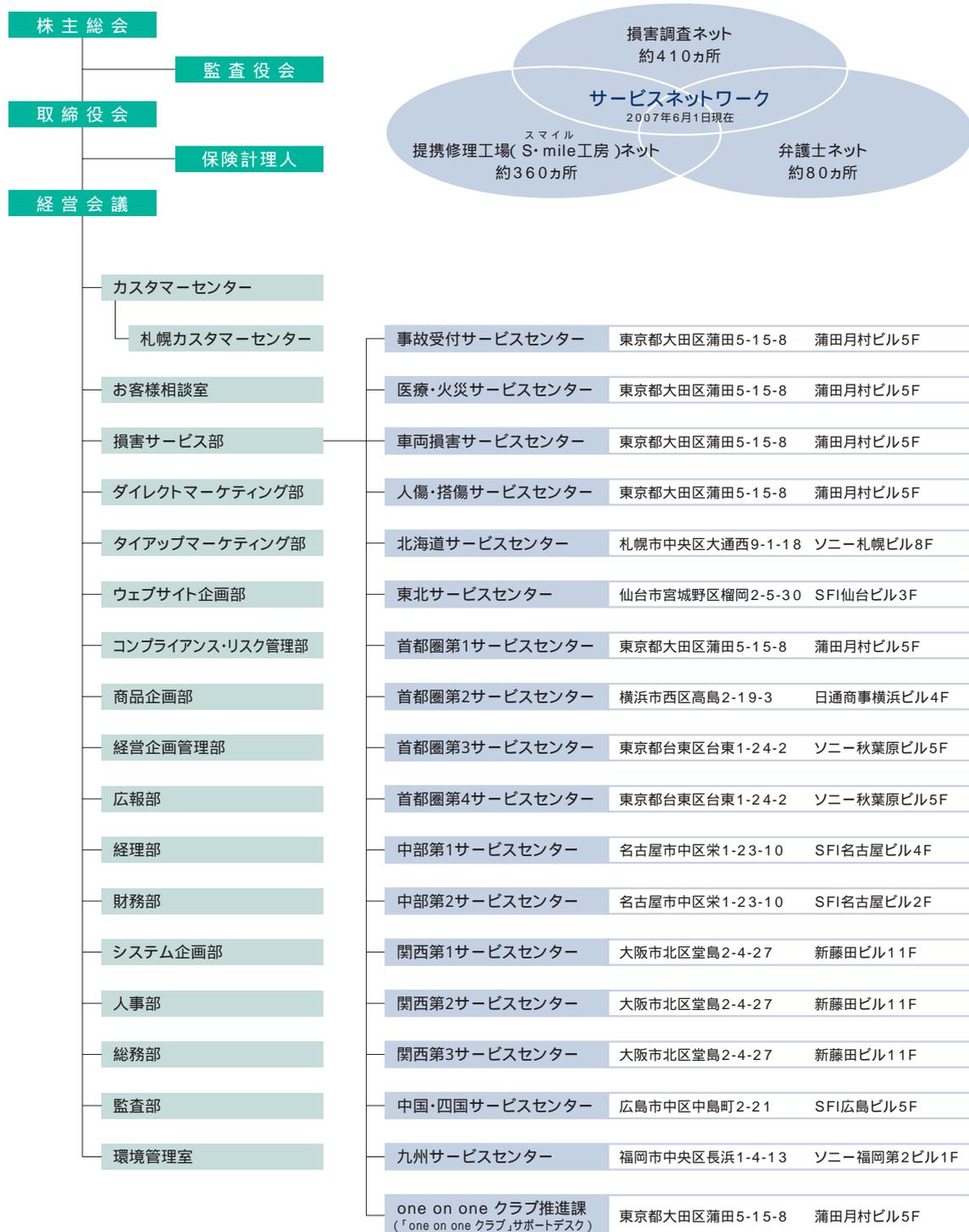
会社の現状

社名(英文社名)	ソニー損害保険株式会社(Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	山本 真一
設立年月日	1998年6月10日(ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
電話番号	03-5744-0300(代表)
資本の額	400億円(資本金200億円、資本準備金200億円)
株主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(持株比率100%)
事業内容	損害保険業

会社の沿革

1998年	6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年	7月	本社を東京都大田区におく
1999年	8月	資本の額を100億円とする
1999年	9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年	10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年	7月	資本の額を200億円に増額(100億円の増資)
2001年	8月	資本の額を300億円に増額(100億円の増資)
2002年	6月	ガン重点医療保険販売開始
2003年	6月	資本の額を400億円に増額(100億円の増資)
2004年	4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴いその傘下に入る

会社の機構



2007年6月1日現在

スローガン

ソニー損保のスローガンは『“ Feel the Difference ”～この違いが、保険を変えていく。～』です。
お客様にとって価値ある「違い=Difference」をビジネスのあらゆる領域において創造し、
お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。
これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、
私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。



Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。



Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。



Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。



Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて

ソニー損保は、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」を実現するため、お客様の声に真摯に耳を傾け、お客様とより良いコミュニケーションをはかること、そして、お客様にとってお役に立てるサービスを提供することを目指しています。

カスタマーセンター

ダイレクトコミュニケーションで築くお客様との信頼関係

カスタマーセンターでは、お客様からの電話やEメールによるお問合せ対応のほか、お客様の契約手続の受付から契約後のケアまで行っています。

お客様との円滑なコミュニケーション、そして、お客様にとって最適なソリューションの提案ができるよう、スタッフひとりひとりが常にお客様にとってわかりやすい説明やスピーディーな回答を心掛けています。



さらなるサービスレベル向上に向けたお客様の声の共有

ソニー損保の商品やサービスを、より一層お客様にとって価値あるものに進化させていくため、カスタマーセンターで伺ったお客様のご意見やご要望は全社員が閲覧できる共有データベースに集約し、各部門での施策検討に活かしています。

サービスセンター

万一の事故時には責任を持ってお客様をサポート

自動車保険では、24時間365日フリーダイヤルで事故受付をしています。事故受付後は、専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりながら、お客様の立場にたつて事故解決まで責任を持ってサポートします。

また、医療保険や火災保険でも、専任の担当者がお客様からのさまざまなご相談にお応えしながら、保険金のお支払いまできめ細やかにサポートします。

* 保険金お支払いまでのサービスについては20・21ページをご参照ください。

「one on one クラブ」サポートデスク

事故時だけでなく、故障時も24時間365日体制でお客様をサポート

自動車保険では、お客様の快適なカーライフをサポートするために、事故時はもちろん故障時でもご利用いただける無料ロードサービス（トラブルサポート、ドライブサポート）などをone on one クラブサービスとして提供しています。

「one on one クラブ」サポートデスクでは、お客様からの事故や故障のご連絡にスピーディーかつ適切に対応し、お客様により大きな安心をお届けできるよう体制を整えています。

作業の内容などによってはお客様負担が発生する場合があります。one on one クラブサービスについては18ページをご参照ください。

商品

お客様にとって価値あるソニー損保オリジナル商品の開発

お客様にとって価値ある商品の提供をめざし、ソニー損保ならではのオリジナル商品を創出してきました。自動車保険における「くりこし割引」制度や「おりても特約」、ガン重点医療保険における「60歳保険料半額特約」などがその一例です。

今後も、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの商品開発に取組み続けます。

* 商品については16・17ページをご参照ください。

ウェブサイト

「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」

お客様とのダイレクトコミュニケーションを通じて、お客様のニーズに合った商品やサービスを提供し続ける「お客様とともに歩み続ける」ソニー損保の姿勢をお伝えしたいと考え、2006年4月に立ち上げたウェブサイトです。

多くのお客様のご意見をお伺いできるように、コミュニケーションサイト内のすべてのページから投稿ページにリンクできるようにしました。お客様からいただいたご意見・ご質問には、担当者が随時回答していきます。



「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」トップページ

「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の主な内容

お客様の評価

ソニー損保の事故解決サービスを体験されたお客様にご協力いただいた満足度アンケートの結果。

お客様の声

ソニー損保の事故解決サービスを体験されたお客様からのご意見・ご感想。

不満ゼロへの挑戦(担当者ブログ)

お客様のご不満をゼロにするためのさまざまな取り組みの内容と進捗。

保険プロムナード

ソニー損保の商品・サービスに限らない保険に関するさまざまなお役立ち情報。



担当者が商品やサービスに対する思いを紹介するコーナーも設けています。

「ネットワークスタイル」の提案

ネットワーク時代にふさわしく、さまざまな場面でインターネットを活用したサービスを提供しています。ダイレクト保険会社であるソニー損保だから実現した、お客様にとって価値のあるインターネットサービスを、「ネットワークスタイル」と総称し、保険サービスの新しい形の1つとして提案しています。



ネットワークスタイルのロゴ

Mobile Gateway

お客様が必要な時にすぐにソニー損保に連絡できるよう、また、万一の時に必要な情報が確認できるよう、自動車保険のご契約者向けに携帯電話用ウェブサイト「Mobile Gateway」を提供しています。

インターネットサービスセンター

パソコンからも携帯電話からも利用できる、自動車保険ご契約者向けのウェブサイト上のサービスセンター「インターネットサービスセンター」を設置しています。事故の連絡や事故解決の進捗確認ができるほか、お客様とソニー損保の担当者との連絡をとりやすいよう、お客様専用のウェブ掲示板「コミュニケーションボード」も設置しています。

* インターネットサービスセンターについては21ページをご参照ください。



Mobile Gateway表示イメージ

お客様アンケート

サービス提供後のお客様アンケート

お客様へのサービスのさらなる向上をめざして、各サービス提供後にお客様にご意見をお伺いする各種アンケートを実施しています。

カスタマーセンターでの電話応対後

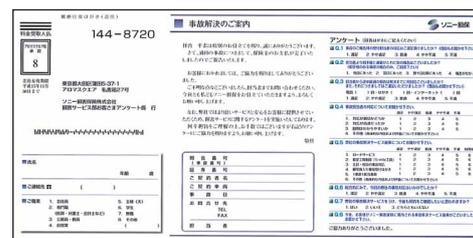
電話で自動車保険の見積りや問合対応をさせていただいたお客様を対象に、ソニー損保のスタッフの対応についての満足度を伺うアンケートを実施しています。アンケート結果は担当したスタッフにフィードバックし、顧客対応品質の向上に活かしています。

サービスセンター、「one on one クラブ」サポートデスクでのサービス提供後

自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象に、ソニー損保の提供したサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より良い事故解決サービスやロードサービスを実現するための施策検討に活かしています。



電話見積後に見積書と一緒に送付するアンケート



「事故解決のご案内」と「お客様アンケート」ハガキ

年1回の「不満足度調査アンケート」

ソニー損保のサービスのご不満点・改善すべき点についてお客様にお伺いする「不満足度調査アンケート」を年1回実施しています。お客様からご指摘いただいた点については改善策を検討し、お客様にさらに高い満足を感じていただけるよう取り組みを進めています。改善への取組状況については、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の「不満ゼロへの挑戦」のコーナーで担当者がブログで定期的に報告しています。

「不満足度調査アンケート」とは、「満足」と評価して下さったお客様にも満足いただけていない点を伺い、改善を要する不満を洗い出して、満足度の向上につなげていくことを目的としたアンケートです。



ソニーフィナンシャルホールディングスグループについて

2004年4月1日に、ソニー株式会社が100%出資する金融持株会社「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」が設立され、ソニー損保はソニー生命保険株式会社(以下「ソニー生命」)、ソニー銀行株式会社(以下「ソニー銀行」)とともにその傘下に入り、ソニーフィナンシャルホールディングスグループの一員となりました。

損害保険、生命保険、銀行といった異なる金融サービスを提供する各社の連携を強めるとともに、ソニーグループ各社とも連携し、お客様のニーズに合致したより付加価値の高いサービスを提供できるよう取組みを進めています。

ソニーフィナンシャルホールディングスグループのビジョン

ソニーフィナンシャルホールディングスグループは、金融の持つ多様な機能(貯める・増やす・借りる・守る)を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。また、2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

傘下に置く各社の経営管理を行うとともにソニーフィナンシャルホールディングスグループの金融機能の融合を推進しています。

ソニー生命保険株式会社

お客様ひとりひとりに最適なオーダーメイドの生命保険をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生にわたってお客様の人生をサポートしています。

ソニー銀行株式会社

個人のためのインターネット銀行です。

資産運用を中心とした利便性と質の高い金融商品・サービスを提供しています。

ソニーグループ各社との連携

ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社との連携に加え、ソニーグループ各社との連携も実現しています。

ソニーグループ共通のポイントプログラム「ソニーポイント」に参加しているほか、リース・クレジットカード事業を行う株式会社ソニーファイナンスインターナショナル(以下「ソニーファイナンス」)との連携により、全日本空輸株式会社とソニーファイナンスが発行しているクレジットカードのサービスサイト「ANA eLIOカードSQUARE」を通じて、クレジットカード利用者向けに2006年3月からANAマイレージなどの特典の提供や各社のサービス紹介をしています。

2006年度 2007年3月期の業績

過去5年間の代表的な経営指標の推移は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
正味収入保険料	24,062	30,785	37,849	45,278	50,467
正味損害率	46.7%	49.1%	51.9%	52.3%	53.6%
正味事業費率	47.8%	40.4%	34.6%	30.3%	26.3%
コンバインド・レシオ	94.5%	89.6%	86.5%	82.5%	79.9%
保険引受利益(損失)	4,386	2,129	3,048	1,108	1,610
経常利益(損失)	4,185	1,941	2,806	764	2,044
当期純利益(損失)	11,386	1,330	1,981	441	1,598
ソルベンシー・マージン比率	734.1%	1,383.5%	1,095.2%	976.1%	1,009.7%
総資産額	25,873	40,121	46,685	56,103	67,468
純資産額	5,372	14,061	12,086	11,709	13,320
その他有価証券評価差額	3	22	33	134	153
リスク管理債権	—	—	—	—	—

正味収入保険料

順調に業績を伸ばしています。

主力商品である自動車保険・ガン重点医療保険とともに保有契約件数が着実に増加したことにより、2005年度より11.5%増の50,467百万円となりました。

正味収入保険料の推移



正味収入保険料

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。

なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

保有契約件数の推移



$$\text{正味収入保険料} = \text{元受正味保険料} + \text{受再正味保険料} - \text{出再正味保険料}$$

保有契約件数は正味収入保険料の99%を占める自動車保険およびガン重点医療保険の合算数値です。

2006年度 2007年3月期の業績

正味損害率

2005年度より1.3ポイント上昇しました。

2006年度は、主に自動車保険の保険金支払額が増加したことから、正味損害率は2005年度より1.3ポイント上昇して53.6%となりました。

正味損害率

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

$$\text{正味損害率(％)} = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

正味損害率の推移



正味事業費率

2005年度より4.0ポイント改善しました。

業務の効率化などにより、正味事業費率は2005年度の30.3%から4.0ポイント改善し、26.3%となりました。

正味事業費率

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

$$\text{正味事業費率(％)} = (\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{諸手数料及び集金費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

正味事業費率の推移



コンバインド・レシオ

着実に改善し、高い収益力を確保しています。

2006年度のコンバインド・レシオは、正味事業費率の改善により、2005年度より2.6ポイント改善し79.9%となりました。

コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

$$\text{コンバインド・レシオ(％)} = \text{正味損害率(％)} + \text{正味事業費率(％)}$$

コンバインド・レシオの推移



保険引受利益

2005年度より27億円改善しました。

正味収入保険料の増収や正味事業費率の改善効果により、保険引受利益(損失)は2005年度より2,718百万円改善し、1,610百万円となりました。

保険引受利益(保険引受損失)

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠償保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。

$$\text{保険引受利益(損失)} = \text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} - \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} \pm \text{その他収支}$$



経常利益と当期純利益

経常利益・当期純利益ともに大幅に改善し、黒字化を達成しました。

経常利益(損失)は2005年度より2,808百万円改善して2,044百万円となりました。また、当期純利益(損失)は2005年度より2,040百万円改善して1,598百万円となり、黒字化を達成しました。



経常利益(経常損失)

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。

当期純利益(当期純損失)

経常利益(経常損失)に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。



2002年度末に、保険業法第113条に基づく繰延資産を一括償却するとともに、2003年度以降の繰延べ(支出した事業費の一部を繰延べて翌年度以降の費用にすること)を中止したことで2002年度の当期純損失は一時的に拡大しています。これは業績の伸展に伴い事業費を当該年度で償却できる経営基盤が確立されたことや、繰延資産を全額償却することでより健全な財務内容になることから実施したものです。

保険業法第113条に基づく繰延資産

保険会社は、設立当初に契約募集体制構築や一定規模の契約集団を形成して事業を軌道にのせる必要があり、他の事業と比較して多大な費用がかかることから、保険業法第113条に基づき、設立から5事業年度の事業費を繰延資産として計上したうえ、設立10年以内にわたって償却することが認められています。

2006年度 2007年3月期の業績

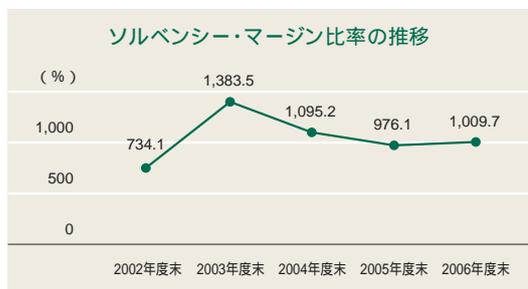
ソルベンシー・マージン比率

十分な支払能力を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率は、2006年3月末より33.6ポイント増加して2007年3月末時点では1,009.7%となり、十分な支払能力を保持しています。

ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険金支払いに備えて準備金などを積立てています。巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、保険金の支払いに万全を期すために保険会社には十分な支払能力が必要です。このような通常の予測を超える危険(リスク)に対して、保険会社がどれだけ支払能力を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。通常、200%以上あれば、保険金等の支払能力は問題無いとされています。



$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

総資産額と純資産額

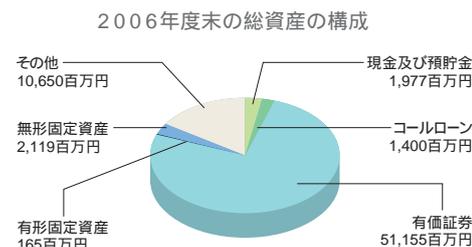
2006年度の総資産額は、2005年度より11,364百万円増加して67,468百万円となりました。また、純資産額は、2005年度より1,610百万円増加して13,320百万円となりました。

総資産額

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

純資産額

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。



2002年度末に、保険業法第113条に基づく繰延資産を一括償却したことにより一時的に純資産額が減っています。保険業法第113条に基づく繰延資産については11ページの注記をご参照ください。

その他有価証券評価差額

2005年度より18百万円増加の153百万円となりました。

その他有価証券評価差額

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。

なお、「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額(評価差額)は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除した上で「純資産の部」に直接計上されます。

不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」ともに該当する債権はありません。

リスク管理債権

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する(返済状況が正常ではない)債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

債務者区分に基づいて区分された債権

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

業績

初の単年度黒字達成(2006年度)

契約件数の順調な増加により経常収益が増加したことに加え、業務の効率化により経常費用が抑えられた結果、2006年度の経常利益は20億円となり、1999年秋の営業開始以来初めて単年度で黒字となりました。

* 業績については9～13ページをご参照ください。

ウェブサイト

「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の開設

ソニー損保は、お客様とのダイレクトなコミュニケーションによりお客様のニーズを的確に把握し、お客様にとって価値のある、お客様視点にたった商品やサービスの提供をめざしています。こうしたソニー損保の姿勢をお伝えしたいと考え、2006年4月に「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」を開設しました。

* 「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」については6ページをご参照ください。

ご契約者サービス

事故受付後3時間以内に、お客様専任担当者からご連絡することをお約束(ソニー損保のお約束、第1弾)

2006年10月から、自動車保険のすべてのご契約者を対象に、事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡を約束することにしました。広告や商品パンフレット、ウェブサイトなどでも「3時間以内にお客様専任担当者から連絡します」と時間と内容を具体的に明示することで、事故解決プロセスのわかりづらさによるお客様の不安を軽減することをめざしています。

また、このお約束については、履行状況をウェブサイトでも公表しています。

24時間365日事故連絡を受付けていますが、このお約束は、平日(月～金)午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合が対象です。また、お客様から担当者にご連絡する時間のご指定があったときなど、3時間以内のご連絡がふさわしくない場合は、必ずしも3時間以内のご連絡をお約束するものではありません。



広告(お約束を明示している部分の抜粋)



ウェブサイト(お約束の履行状況を報告しているページ)

環境保全活動

ソニーグループは全世界共通のマネジメントシステム(Global Environmental Management System)に基づいて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。

ソニー損保では、本社事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。

また、2007年度から「グリーン電力証書システム」を導入します。グリーン電力証書システムとは、風力や地熱、バイオマスなどの自然エネルギーにより発電された電気的环境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

2007年度は年間30,000kWhの風力発電、2008年度以降は年間50,000kWhのグリーン電力証書を購入する予定です。これは当社本社における電気使用量の約6%(2008年度以降は約10%)に相当し、2007年度は約11トンのCO₂排出削減が見込まれます。

今後も、地球環境問題を企業が取り組むべき重要課題の1つととらえ、以下の環境方針に則り、日々の企業活動を通じた環境保全活動を促進していきます。



ISO14001認定証



当社はグリーン電力証書システムに参加しています。

ソニー損保の環境方針

【理念】

ソニー損害保険株式会社は、地球環境の保全が人類共通の最重要事項の一つであることを認識し、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動する。

【方針】

「環境にやさしい企業」をスロ - ガンに企業活動を行う上で、環境負荷を限りなく少なくするため以下の項目を実行していく。

1. 事業活動を通じて環境に与える影響を的確に捉えて、環境マネジメントシステムを採用する。
2. 事業の継続的改善、向上及び環境汚染の予防を図る。
3. 環境関連の法律、条例を遵守する。
4. 環境目的・目標を設定し、変化している社会状況及び情報を反映しながら見直し、改訂する。
5. この方針を達成するため、環境監査を実施し、環境教育や社内外広報活動を通して、全社員への環境方針の理解と周知徹底を実施し、環境保全に関する意識の向上を図る。
6. この方針は一般に公開する。

社会貢献活動

社内に「募金箱」や「使用済み切手回収箱」を設置し、毎月1回、財団法人日本ユニセフ協会に募金するほか、海外医療協力団体へ使用済み切手を送付しています。

社会貢献活動については、企業が取り組むべき重要課題の1つとして、順次、取り組みを拡大していきます。

自動車保険(約款名:総合自動車保険 Type S)

「人」を中心に考えたリスク細分

お客様の車との付き合い方に着目して、年間走行距離、車の使用目的、車の型式、車の初度登録後の年数、年齢、免許証の色をリスク細分項目に採用しています。

納得感のある保険料

「人」を中心に考えたリスク細分や、ダイレクト販売による業務の集中化・効率化によるコスト削減により、多くのお客様に納得していただける保険料を実現しています。

充実した補償

万一の時でもお客様に安心していただけるよう、補償を充実させています。

主な割引制度・ソニー損保オリジナルの特約

ソニー損保オリジナルの割引制度や特約もご用意しています。

ソニー損保オリジナルの特約

おりても特約 1

1おりても特約

マイカーで出かけた際の、車をおりてからのケガや身の回り品の損害などを補償する特約です。

ソニー損保オリジナルの割引

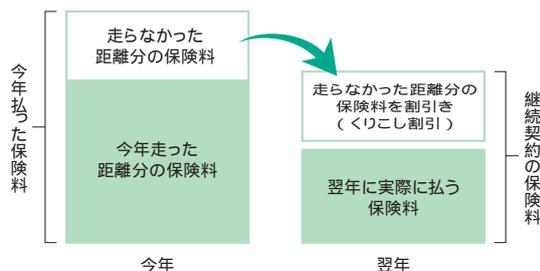
くりこし割引 2、継続割引、新車割引

2くりこし割引

ソニー損保オリジナルの割引制度です。リスク細分項目のひとつである年間走行距離について、走らなかった距離分の保険料を翌年の保険料から割引きます。

そのほかの主な割引

インターネット割引、ゴールド免許割引、
家族限定割引、本人・配偶者限定割引



自動車保険
商品パンフレット



ガン重点医療保険 シュア
商品パンフレット



住宅ローン専用長期火災保険
商品パンフレット

自動車保険、ガン重点医療保険の詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

自動車保険、ガン重点医療保険のほか、ソニー銀行の窓販専用商品として住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。

ガン重点医療保険(約款名:傷害および疾病危険担保特約付がん保険)

手厚いガンの保障

治療費が高額で、治療期間も長くなる場合が多いガンの保障を手厚くしています。

保障期間は終身と10年更新型

年齢が上がっても保険料が上がることなく保障が終身にわたって続く「SURE<シュア>」と、当初は割安な保険料で加入できる「10年更新型」の2つの保障期間があります。

SURE<シュア>には2つのタイプ、2つのプラン

SURE<シュア>には、保障を絞り保険料を低廉にした「SUREベーシック」と、保障が幅広く手厚い「SUREワイド」の2つのタイプがあります。また、SUREベーシック、SUREワイドともに、病気(ガン以外)・ケガの入院日額「5,000円プラン」「10,000円プラン」のいずれかのプランから選ぶことができます。

病気(ガン以外)・ケガで入院した場合の入院保険金日額です。ガンで入院した場合の入院保険金日額は、タイプやガンの種類によって、病気(ガン以外)・ケガの入院保険金日額の2倍もしくは3倍です。

ソニー損保オリジナル特約「60歳保険料半額特約」

月々わずかな追加保険料で、満60歳以降にお支払いいただく月々の保険料を半額にできる特約です。もちろん保障内容は契約時から変わりません。将来の保険料負担が軽減できることから、多くのご契約者から好評をいただき、約7割のご契約者が付帯されています。

特約の付帯が可能な満57歳以下のご契約者における割合。データは2007年3月末現在のものです。

いままでの主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

- 1999年 9月 自動車保険(総合自動車保険 Type S)
- 2002年 6月 ガン重点医療保険
(傷害および疾病危険担保特約付がん保険)
- 2004年 10月 火災保険(住宅火災保険 Type S・地震保険)

主な商品改定

- 2000年 7月 「おりても特約」販売開始
- クレジットカードを活用したソニー損保独自の分割払いサービス開始
- 2001年 2月 車の型式をリスク細分項目に追加
- 年間走行距離区分を4区分から5区分に拡大
- 継続割引開始
- 「あしすと特約」販売開始
- 2002年 10月 「新車割引」「ゴールド免許割引」導入
- 「差額ベッド代・転院費用担保特約」販売開始
- 搭乗者傷害保険金を部位・症状別払方式に変更
- 2003年 6月 インターネット申込引受対象範囲の拡大
- 10月 インターネット割引を最大3,000円に増額
- オリジナル割引「お早め登録割引」・「紹介割引」導入
- 2004年 11月 「くりこし割引」導入
- 2005年 5月 ガン重点医療保険
「SUREベーシック」と「SUREワイド」の販売開始

*2005年5月のガン重点医療保険の改定以外はすべて自動車保険における改定です。

ご契約者向けサービス

自動車保険のご契約者向けのサービス(one on one クラブサービス)

自動車保険のすべてのご契約者¹が自動的にメンバーになる「one on one クラブ」では、各種の充実した無料²・割引サービスをご用意しています。

- 1 保険契約の記名被保険者が個人の場合のみご利用いただけます。
 - 2 作業の内容などによってはお客様負担が発生する場合があります。
- * これらのサービスは、ソニー損保の提携会社より提供しています。



トラブルサポート(ロードサービス) 無料サービス

- クイックサポート
- レッカーサポート
- 緊急連絡サポート
- 応急処置サポート
- 宿泊・帰宅費用サポート
- 修理後搬送サポート

ドライブサポート

- カーケアサポート 紹介サービス
- チャイルドシートレンタルサポート 割引サービス
- ナビゲーションサポート 無料サービス

ソニー損保の指定修理工場「S・mile工房」^{スマイル}

ソニー損保の指定修理工場「S・mile工房」をご利用いただいた際には、無料引取/無料納車/修理期間中の無料代車の提供/修理箇所ワンオーナー保証などのサービスを提供します。また、事故・故障時以外でも、車検・点検時にはご希望に応じて「S・mile工房」を紹介します。

各サービス提供にあたっては所定の条件があります。



ご契約者特典

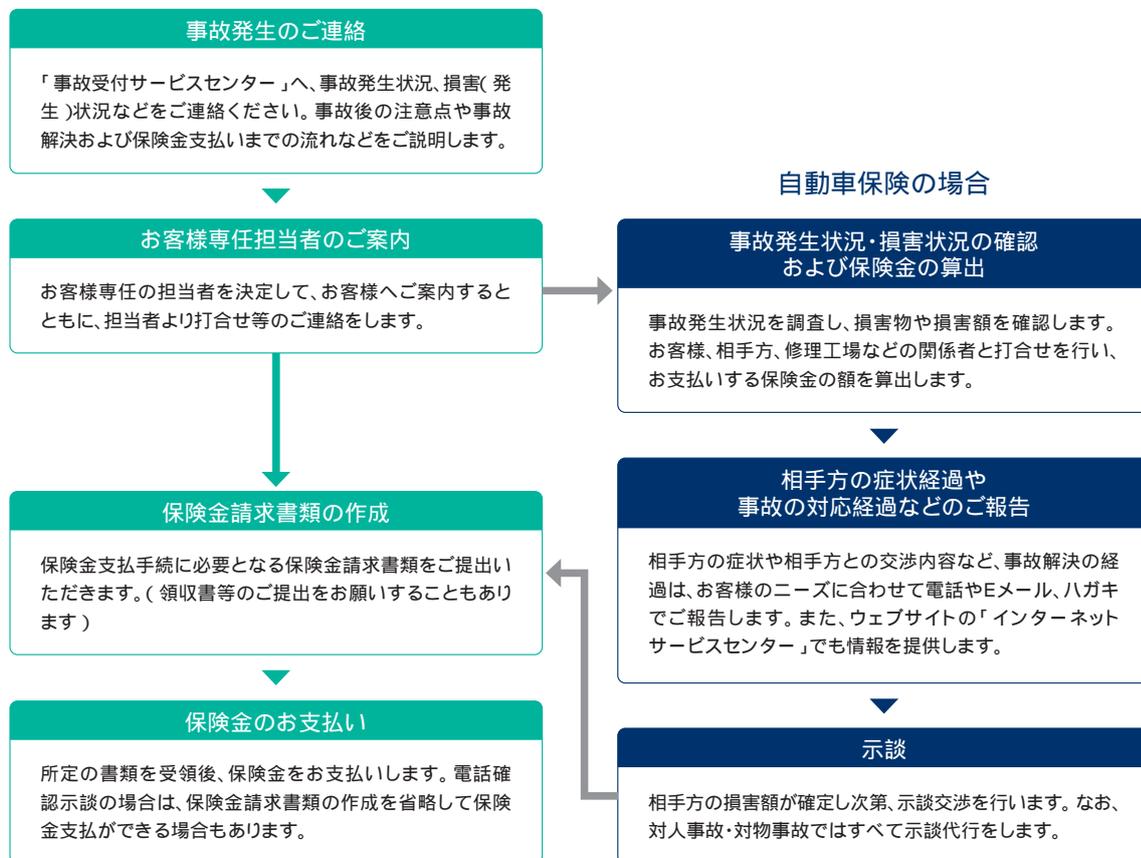
ご契約者には、ご契約者特典として、ソニー損保の提携企業から各種割引や優遇サービスを提供しています。



ご契約者特典は専用サイトから提携企業に申込み等をされた場合のみ適用されます。なお、専用サイトへのログインには、ソニー損保のご契約者を対象に発行するID/パスワードが必要になります。

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。(流れの概略は以下のとおりです)



保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金のお支払いの対象は免責期間の終了後からとなります。

保険金支払いに関する制度(自動車保険)

- ・自賠責保険の一括払制度
対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金を同時にご請求いただいた場合、ソニー損保が一括してお支払いします。
- ・保険金の内払制度
対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、看護料、休業損害等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払金をお支払いします。

保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、契約金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の回り品特約については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険の各種特約についてもご契約の保険金額が限度となるものがあります。

保険金お支払いまでのサービス

自動車保険の事故解決サービス

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は事故解決のプロとして、常にお客様の立場にたち親身にかつスピーディーに対応します。

24時間365日、フリーダイヤルで事故受付

* インターネット(パソコン・携帯電話ともに利用可能)でも事故受付をしています。

事故受付後3時間以内に、お客様専任担当者からご連絡することをお約束

* 平日(月～金)午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合が対象です。また、3時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。



事故のご連絡をお受けしたその日のうちの初期対応と対応結果の当日フィードバック

* 午後8時以降の受付の場合は翌日のフィードバックとなります。
* 土・日・祝日も、平日(月～金)と同様に対応します。

全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

何でも相談できる1事故1担当者制

「面談急行サービス」「一般相談サービス」「示談代行サービス」の実施

保険金請求書類の省略・簡素化によるスピーディーな保険金支払い

事故受付後には状況に応じて各種ハガキを送付

「事故受付のご案内」ハガキ

事故受付時にお送りする、担当者・責任者の顔写真付のハガキです。

「中途経過のご案内」ハガキ

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

「事故解決のご案内」ハガキ

事故解決をお知らせするハガキでは、「お客様アンケート」を添えてお客様からの事故解決に対するご意見・ご感想をお伺いしています。



「事故受付のご案内」ハガキ



「中途経過のご案内」ハガキ



「事故解決のご案内」と「お客様アンケート」ハガキ

「お客様アンケート」では、約90%のお客様が「満足・やや満足」と回答されています。

データは、2006年7月～2006年12月までに保険金をお支払いしたご契約者に対するアンケートを、無回答のものを除いて集計したものです。



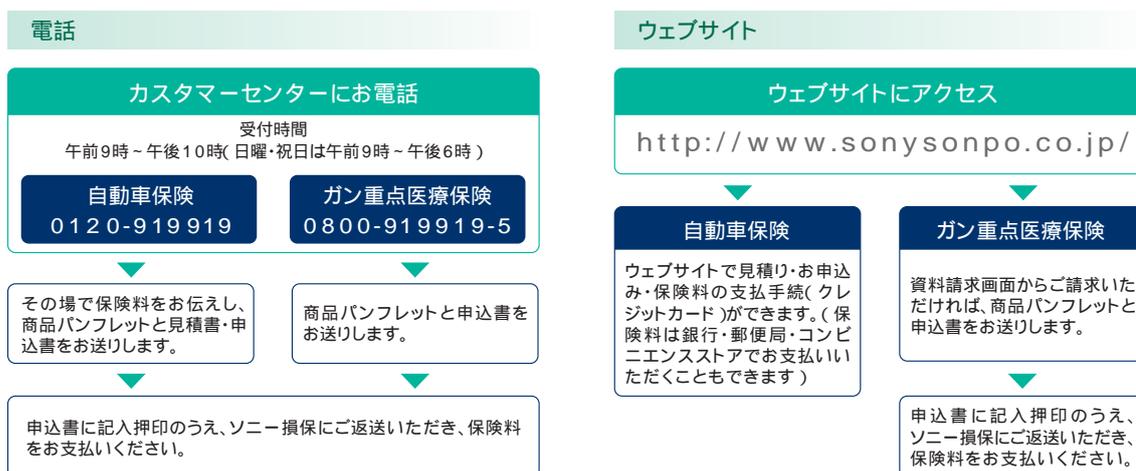
契約のお申込み

契約のお申込方法

契約のお申込みは、電話やインターネットによるダイレクト販売を利用するほか、ソニー生命保険株式会社のライフプランナー(営業社員)や、インターネットで保険商品の販売などを行っている代理店を利用することもできます。

ダイレクト販売

電話やインターネットなどによる自動車保険とガン重点医療保険のダイレクト販売をしています。



* 図は主なご契約までの流れを示したものです。

代理店による販売

インターネットの比較サイトなど、当社がダイレクト保険会社としてのメリットを活かせるビジネスを行う代理店と、損害保険代理店委託契約を結んでいます。

代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録を行う必要があります。

ソニー損保の損害保険代理店教育方針

代理店における、保険募集に関する法令等の遵守と保険契約に関する知識習得等を通じて、保険募集を行う能力を向上させることにより、消費者保護や契約者満足度の向上をはかります。

ソニー生命のライフプランナーによる販売

ソニー生命と募集に関する業務委託契約を締結しており、ソニー損保の自動車保険をソニー生命のライフプランナー(営業社員)が販売しています。

ソニー銀行による取扱い

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの住宅ローン専用長期火災保険を、ソニー銀行が販売しています。



契約のお申込みにあたって

保険契約は、保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書もしくはウェブサイトの記載内容を十分ご確認ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある事項については、以下の書類で、商品やサービス、約款の内容の概略などをご紹介しますので、必ずご確認ください。

- 商品パンフレット
- 契約概要のご説明
- 注意喚起情報のご説明
- 重要事項説明書
- サービスガイド など



サービスガイド

契約概要のご説明

また、保険証券が届きましたら、保険証券に同封してある普通保険約款・特約条項もご確認ください。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特別約款もしくは特約条項により構成されるのが一般的です。

保険約款では主に以下の内容が規定されています。

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社に正しくお申出いただく重要な事項(告知義務)
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

保険料のお支払いについて

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時に支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まって、保険料のお支払い前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険料の返還について

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しております。

販売・勧誘方針

【1】保険販売・勧誘にあたっての基本方針

1. お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
2. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
3. お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
4. 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

【2】お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

【3】インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

【4】その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

【5】各種サービス体制について

1. お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
2. 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払いができるよう努めます。

* 以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づくソニー損保の勧誘方針です。なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/>)をご参照ください。

クーリングオフ制度

お客様に安心して保険にお申込みいただけるよう、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。

お客様情報のお取扱いに関して

ソニー損保では、お客様の情報のお取扱いに関し、ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」を遵守しています。詳しくは、ウェブサイト(<http://www.sonysonpo.co.jp/N0040000.html>)をご覧ください。また、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)に基づき、お客様の情報を以下の公表事項に則った取扱いをしています。

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)では、弊社が取得する個人情報について、所定の事項を、公表、もしくは本人が知り得る状態に置くべきものと定めています。弊社では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の考え方に従い、お問い合わせおよび保険契約の締結等を通じてご提供いただいた、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等のお客様に関する情報(お客様個人を特定する情報を明示的に含んでいる情報をいいます。この情報には弊社取引先・代理店等の従事者に係る個人情報を含まず。以下「お客様の個人情報」といいます。)をお客様のご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

【1】情報収集・利用の目的

弊社では、お客様とのお取引を安全確実に進めることができるように、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいております。なお、アンケート等お客様に任意の情報提供をお願いする場合は、その旨明示いたします。お客様の個人情報は、次の目的のために利用させていただきます。

ご本人かどうかの確認
損害保険契約(継続契約を含む)の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
適正な保険金・給付金の支払い
弊社が有する債権の回収
再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
弊社取扱い商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
上記に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社・提携先企業等が取扱う商品・サービスのご案内
弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
お問い合わせ・依頼等への対応
弊社の営業活動の参考とするための統計資料の作成
弊社取引先・代理店等の新設・維持管理

【2】情報の提供

弊社では、次の場合を除いて、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません(ただし、お客様個人を特定できない情報は除きます)。

お客様が了解・同意されている場合
お客様または第三者の権利または財産を保護する必要がある場合
法令等に基づく国の機関または地方公共団体の事務に対して協力する必要がある場合
弊社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
保険金支払等の業務上、医療機関等の関係先に必要な照会を行う場合
再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要に際し、再保険業務を取扱う会社に提供する場合
不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
損害保険代理店の適切な監督のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従事者に係る個人データを共同利用する場合、および損害保険代理店への委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用する場合
前2項の詳細については、(社)日本損害保険協会のホームページ <http://www.sonpo.or.jp/>
自動車損害賠償責任保険の損害調査業務および政府保障事業再委託業務のために、損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合
詳細については、損害保険料率算出機構のホームページ <http://www.nlir.or.jp/>

【3】第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

法23条2項は、第三者に提供される個人データについて、ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ、ご本人が容易に知り得る状態に置いているとき等は、当該個人データを第三者に提供することができるものと定めています。弊社は、同項に定めるオプトアウト制度を利用して、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはありません。

【4】安全管理措置

弊社では、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、不正なアクセス、改ざん、漏えいなどから守るべく、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

【5】お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

お客様から、お客様の個人情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、すみやかにできる限りの対応をいたします。法に基づく保有個人データに関する開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記のお問い合わせ窓口までお問合せください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、法の規定に基づき手続きを行います。また、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

中止
ダイレクトメール・電話・電子メールによるご案内などへのお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合は下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。契約管理その他弊社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

お問い合わせ窓口
開示、訂正、利用停止、中止のご請求、その他不点についてのお問い合わせは、下記までご連絡いただけますよう、お願いします。ご本人であることを確認させていただいたうえで、上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室 0120-101-656 受付時間：午前9時～午後5時30分

なお、開示等の求めを受け付ける方法等、手続きの詳細については弊社ホームページに掲載しております。
ホームページアドレス <http://www.sonysonpo.co.jp/>

弊社は、お預かりしている個人情報が業務上適切に取扱われるよう弊社代理店および弊社業務に従事している者等への指導・教育を徹底し、適切に取扱われているかを点検するとともに、問題点があれば継続的に改善していきます。また、個人情報の取扱いに関する上記内容を適宜見直し、改善していきます。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者等の個人情報については対象としていません。

【6】認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

お問い合わせ先
(社)日本損害保険協会 生活サービス部 そんがいほけん相談室
所在地：〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内)
電話：03-3255-1470
(受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く)

コーポレートガバナンス・内部統制について

コーポレートガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織体制を構築しています。

取締役会

2007年7月現在、取締役4名で構成されています。取締役会は、企業の信頼の維持・向上を重視し、迅速な意思決定と適切なモニタリングを実施しています。

監査役会

監査役3名で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

コンプライアンス

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、健全かつ公正な経営を推進するための、コンプライアンス推進態勢を構築しています。* 詳細は27ページをご参照ください。

リスク管理

社会・経済の急速な進展に伴い多様化・複雑化するリスクを的確に把握し、適切な管理を行うため、リスク管理態勢を構築しています。* 詳細は29～31ページをご参照ください。

社内および社外の監査態勢

社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役会等に報告しています。

このほか、上記のとおり監査役による監査も行われています。

社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「あらた監査法人」の会計監査を受けています。

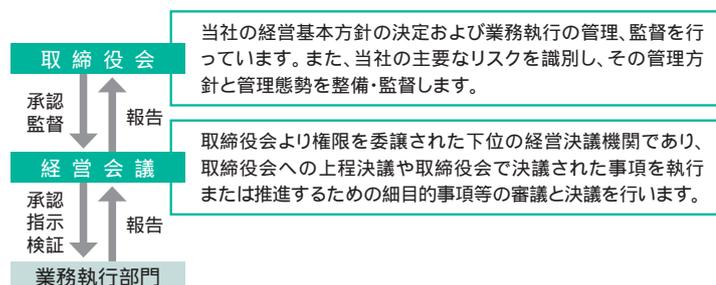
このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

親会社(ソニーフィナンシャルホールディングス)によるガバナンス

親会社であるソニーフィナンシャルホールディングスは、傘下の各社の経営を尊重しつつ所要のモニタリングなどを実施するほか、ソニーフィナンシャルホールディングスグループ全体の経営管理における、新たな機能の付加・創造などを行っています。

内部統制について

会社法および会社法施行規則に基づき、2006年5月18日の取締役会で定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築し運用しています。



コンプライアンス

コンプライアンス(法令遵守)は経営の重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者の保護を図るべくコンプライアンス基本方針を定め、さらに、ソニーグループ行動規範の遵守などの取組みを進めています。

コンプライアンス基本方針

1. 法令や社内規定、社内規範についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分に認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本位で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。

行動規範

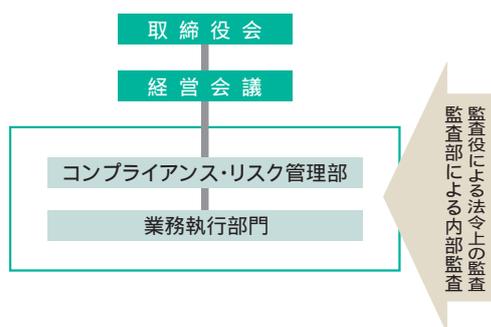
ソニー損保はソニーグループの一員として、ソニーグループ内の会社のすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動指針としています。

* ソニーグループ行動規範はウェブサイトに掲載しております。 <http://www.sonysonpo.co.jp/biz/idea/N4020100.html>

コンプライアンス推進体制

日常の業務活動すべてがコンプライアンスに関わるという認識のもと、すべての取締役・役員および従業員がコンプライアンスに取り組む体制を整えています。

コンプライアンス推進体制



コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを作成して、全社員が閲覧できる共有データベースに保管しています。また、コンプライアンス・マニュアルの中で特に重要とされるコンプライアンスに関する基本事項や、通報制度に関する事項、個人情報保護宣言などを簡潔にまとめたコンプライアンス・ハンドブックを作成して研修時に配布するほか、社員が確認できる共有データベースに保管しています。

コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するために、翌年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス・リスク管理部が定期的にフォローアップし、経営会議に報告しています。

コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、全社員研修、新入社員研修、新任管理職研修などを実施し、コンプライアンスに関する研修の充実を図っています。

適正な保険金支払のための取組み

保険金等の支払漏れにつきましては、お客様や社外関係者の皆様のご信頼を損ねたことを改めて深くお詫び申し上げます。生じさせた事態の重大性を強く認識し、再発防止に向けたコンプライアンスの強化や業務の適正化の徹底に、全社をあげて真摯に取り組んでおります。

事実関係・経緯

2004年末に業務運営状況の確認およびコンプライアンスの観点からの保険金支払業務に関する自主点検を実施した結果、付随的な保険金等について支払漏れが生じていたことが判明したため、2005年6月に概要を公表するとともに保険金支払に関する調査を進めました。

その後、2005年9月30日に金融庁から保険金支払漏れに関する報告徴求が出され、同年10月13日に調査結果を報告した結果、同年11月25日に業務改善命令を受けるに至りました。

この事態を受け、2006年1月13日に業務改善計画書を金融庁に提出し、以後、6ヵ月ごとに金融庁に業務改善計画の進捗状況を報告しております。

原因

保険金支払における点検や点検基準、および、保険金支払漏れ防止のための取扱規程やルール、保険金支払関係のシステム管理方法などの内部管理態勢に不十分な箇所があったことが原因です。

実施した再発防止策の概要

ご契約時について

補償内容やお支払いする保険金についてわかりやすく解説した「補償内容のご案内」「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」などのパンフレットを作成しました。

事故連絡を受けたときについて

その事故についてどのような保険金が支払われるかを説明した案内文書をご契約者にお送りしています。

保険金支払時について

支払保険金に漏れが生じていないかを確実にチェックするため「支払漏れ防止チェックシート」を作成し、これを確認しながら保険金をお支払いしています。

事故受付から保険金支払までの各段階で保険金支払に関する手続きが適正かつ確実に行われていることを点検・確認できるシステム構築を随時進めております。

保険金支払時におけるルールや点検基準等を定めたマニュアルの改訂を実施し、保険金支払を実施する部門(損害サービス部)において徹底を図っております。

保険金支払後の点検・モニタリングについて

保険金支払に関し、損害サービス部門の管理職や同部門管理組織が、日常業務の中で確実に確認する点検フローを明確にしました。

業務執行状況を監査する部門でも、保険金支払に関する監査を定期的を実施しています。

適正な業務運営のために

商品パンフレットなどを作成する際のガイドラインを見直し、補償内容や支払われる保険金についての説明がわかりやすいか、説明内容が適切かについて、コンプライアンス担当部門が審査・管理しています。

ご契約者保護についての社員の意識をさらに高めるため、損害サービス担当者教育において「ご契約者保護」や「コンプライアンス」に関する事項を増強しました。

商品開発の進捗管理ルールを定め、新商品の開発や商品改定の際には、商品開発部門・支払業務担当部門・システム部門・コンプライアンス担当部門などの関連部門が連携し、各開発段階において支払漏れ防止のための確認を行っています。

再発防止策の進捗管理

上記の保険金支払漏れ再発防止に向けた各施策については、定期的に経営陣が報告を受け、問題がある場合には速やかに原因分析や改善策の検討・対応策の実施を指示する態勢を整えました。現在、この態勢のもと、保険金支払に関する施策が確実に実行されていることを経営陣が定期的に確認しています。

リスク管理

IT技術の進歩、規制緩和などの社会・経済の急速な進展に伴い、損害保険会社を取巻くリスクは多様化・複雑化してきており、各種リスクに対する適切な管理の重要性が年々高まっています。

ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理基本方針

経営を取巻く各種リスクに対しては、管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行うことにより、長期安定的な収益の確保を目指します。

リスク管理体制

業務遂行に係る主要なリスクについて個別にリスク管理方針を定めるとともに、リスク担当部門を定めてリスク管理に取り組んでいます。



各リスクの概要とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けること、必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。当社ではリスク管理の一環として半年ごとに料率検証を行い、予想外に損害率が悪化した場合に、どのような影響を被るか損害額を算出するなど検証を実施しています。

再保険リスクについて

再保険リスクと対処の概要

当社は、引受けを行った保険の責任(リスク)をすべて当社で負担するのではなく、再保険を設定(出再)することで、他の保険会社にリスクを移転しています。再保険設定後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この再保険設定に関連するリスクとして、主に次の2つのリスクがあります。

保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な再保険が設定されないこと

再保険先の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないこと

これらのリスクへの対処として、保有の上限額設定については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。

保有の上限額を超える引受けを行う場合には、適格要件を満たした再保険先に対して再保険の手配を行っています。なお、再保険先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、確認すべき項目につき適切に点検のうえ、選定しています。

また、再保険の引受け(受再)を行う場合には、リスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど慎重に対処しています。

再保険リスク管理

保有・再保険に関する基本方針は、「保険引受リスク管理方針」の中で定めています。同管理方針の制定・改廃は、保険計理人・リスク統括部門の確認、経営会議の承認を経て、取締役会の承認により実施しています。

また、担当部門による再保険リスクの管理状況については、保険計理人・リスク統括部門によるモニタリング・了承を経て、経営会議に定期的に報告されています。なお、担当部門がリスク管理にかかわる重要事項を変更する場合には、リスク統括部門の承認を得た上で、経営会議等の承認を得ることになっております。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払いが生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

資産運用リスク

保有する資産の価値が変動するリスクや、投融資先が倒産するリスクなどがあり、その性格から、「市場関連リスク」「信用リスク」に分類されています。

市場関連リスク

金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスク。

当社では、保有する資産の特性に応じたリスクファクターを認識し、資産横断的なポートフォリオ全体のリスク状況を的確に把握・分析・コントロールすることなどを基本方針として「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

また、予想外の大きな金融市場の混乱が発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような損失を被る可能性があります。当社では、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、あらかじめリスク管理指標に反映しています。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク。

流動性リスク

保険料収入の減少や、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払いによる資金流出や市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当社ではキャッシュフローを予測し、資金効率を維持しつつ、流動性不足に陥らないよう流動性資産を十分に保有するとともに、投資目的などに応じて収益性・流動性を考慮した投資限度額を設定しています。

事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」などの、法令等に則った各種業務に応じた規程、マニュアルを整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに検査結果、不祥事件などの状況を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、情報システムの安全確保およびお客様情報・会社情報の漏洩防止のため、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護の安全管理措置等に関する基本規程」を策定するとともに、「顧客情報保護規程」「社員情報取扱規則」「応募者情報取扱規則」「情報システムセキュリティポリシー」「情報システム利用基準」などを整備し、情報資産の保護に努めています。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムにおいては、旧認証基準であるISMS認証基準(Ver.2.0)、および、BS7799 Part2の認証を、保険商品のダイレクト販売を取扱う本社関連部門の業務および社内システムに関する企画・構築について2005年5月27日付で取得しました。なお、2005年10月にBS7799-Part2がISO化されたこと、および、2006年5月に、ISMS認証基準(Ver.2.0)がJIS規格化されたことに伴い、JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC27001:2005)への移行ならびに、適用範囲の全社拡大を、損保業界では先駆けとなる2007年6月に実施しました。



IS515314/ISQ (JIS Q)27001

事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社やグループ会社、または代理店などが、その生命・身体・情報・信用・業務遂行能力に被害を被るリスクのことです。当社では、各リスクについて危機対応方法などを明確にした「コンティンジェンシー対策基本規程」「大規模災害対策規程」などを策定しています。

お客様のご相談窓口

お客様からのソニー損保や損害保険全般についてのご質問・ご相談をお受けするための窓口が社内外に設けられています。

ソニー損保が設置しているお客様相談室

お客様からのご意見やご要望を直接お伺いしています。いただいたご意見やご要望は、必要に応じて経営陣に報告するとともにソニー損保の今後のビジネスに活かし、お客様へのサービスレベルをより一層向上できるように努めています。

また、お客様の個人情報について、開示・訂正・削除・中止のご請求などもお受けしております。(お客様の個人情報に関するお問合せやご請求には、お客様がご本人であることを確認させていただいたうえで、ソニー損保のお客様の個人情報の取扱方針に従って対応いたします。)

2006年度にお客様からいただいたご相談・ご照会の件数

自動車保険に関するもの	2,793件
その他	67件
合計	2,860件

お客様相談室

0120-101-656

受付時間：午前9時～午後5時30分(土日祝日を除く)

社外のお客様相談窓口

社外のお客様相談窓口には、(社)日本損害保険協会が設置している「そんがいはけん相談室」や「損害保険調停委員会」、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。

(社)日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」と「損害保険調停委員会」

(社)日本損害保険協会では、「そんがいはけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受付けています。また、「そんがいはけん相談室」は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う「損害保険調停委員会」が設けられています。個人の方から苦情の申立てを受け、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により「損害保険調停委員会」がご利用いただけます。

* 詳しくは、(社)日本損害保険協会のウェブサイトをご参照ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争について、公正かつ適確な解決を通して被害者の保護をはかるために設立された、国から指定を受けた紛争処理機関に「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」があります。同機構では、自動車事故に関する専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

* 詳しくは、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構のウェブサイトをご参照ください。 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

データ編

1. 会社の概要	35
2. 2006年度(2007年3月期)の各種概況	36
3. 経理の状況	46
4. 損害保険用語の解説	62
5. 保険のしくみ	63
6. 開示項目一覧	64

データ編

目次

1. 会社の概要	
株主・株式の状況	
株式分布状況および大株主	35
資本金の推移および最近の新株の発行	35
役員一覧	35
従業員の状況	35
2. 2006年度(2007年3月期)の各種概況	
事業の内容	36
事業の概況	36
事業の成果	36
会社が対処すべき課題	37
主要な経営指標等の推移	38
保険引受の状況	
正味収入保険料	39
元受正味保険料	39
受再正味保険料	39
国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	39
支払再保険料(出再正味保険料)	40
解約返戻金	40
保険引受利益	40
正味支払保険金・正味損害率	41
元受正味保険金	41
保険引受到に係る事業費・正味事業費率	41
正味損害率・正味事業費率およびその合算率	41
受再正味保険金	42
回収再保険金	42
未収再保険金	42
出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	42
出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	43
出再保険料の格付ごとの割合	43
契約者配当金の額	43
資産運用の状況	
資産運用方針	43
運用資産の概況	43
利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)	44
海外投融資残高	44
公共債の窓販実績	44
ソルベンシー・マージン比率	45
3. 経理の状況	
財務諸表	
貸借対照表	46
損益計算書	49
キャッシュ・フロー計算書	50
貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	51
損失処理の状況	52
株主資本等変動計算書	52
従業員一人当たり総資産	52
資産・負債の明細	
現金及び預貯金	52
商品有価証券	52
保有有価証券	53
保有有価証券利回り(運用資産利回り)	53
有価証券残存期間別残高	53
業種別保有株式の額	53
貸付金の残存期間別の残高	53
担保別貸付金残高	53
使途別の貸付金残高及び構成比	53
業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	53
規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	53
リスク管理債権の状況	54
元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	54
債務者区分に基づいて区分された債権	54
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	54
特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	54
保険契約準備金	55
責任準備金積立水準	55
損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	56
引当金	56
①貸付金償却の額	56
②資本金等の明細	56
③期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	57
④事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	57
損益の明細	
有価証券売却損益および評価損	58
売買目的有価証券運用損益	58
事業費(含む損害調査費)	58
不動産動産等処分損益	58
時価情報等	
有価証券	59
金銭の信託	60
金融先物取引等	60
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	60
先物外国為替取引	60
証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引	60
証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	60
連結財務諸表	60
財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書	61
4. 損害保険用語の解説	62
5. 保険のしくみ	63
6. 開示項目一覧	64

本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。なお、一部の比率および利回りについては小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを表示しています。

1 会社の概要

株主・株式の状況

株式分布状況および大株主

(2007年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山 1-1-1	40万株	100%

当社の株主は、「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」1社のみです。

資本金の推移および最近の新株の発行

(2007年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年6月10日	9,600	9,600	-	480
1999年4月3日	400	10,000	20	500
1999年7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年7月4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

役員一覧

(2007年7月1日現在)

役 職	氏 名	主な委嘱および兼職の状況
代表取締役社長	やまもと しんいち 山本 真一	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役(非常勤)
取締役 専務執行役員	ふじやま ゆうろう 藤山 勇朗	
取 締 役	ふじかた ひろみち 藤方 弘道	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役副社長 ソニー生命保険株式会社 取締役(非常勤)
取 締 役	たかはし あきのり 高橋 明義	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 総合管理部長
常勤監査役	こだま まさひろ 兒玉 雅弘	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役(非常勤) ソニー生命保険株式会社 監査役(非常勤)
監 査 役	さの ひろし 佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役(非常勤)
監 査 役	まつやま よしき 松山 芳樹	ソニー株式会社 経理部門 経理部統括部長
執行役員	あおき たかし 青木 隆	コンプライアンス・リスク管理部長、法務室長
執行役員	ふくや まさよし 福谷 仁良	タイアップマーケティング部長
執行役員	みさか のりお 三坂 則夫	損害サービス部長
執行役員	ふくもと としひこ 福本 俊彦	カスタマーセンター部長
執行役員	さくま たかし 佐久間 隆	ダイレクトマーケティング部長

従業員の状況

(2007年3月31日現在)

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	593名	37.2歳	3.2年	373千円

- (注)1.従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
2.平均給与月額は2007年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
3.平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

2 2006年度(2007年3月期)の各種概況

事業の内容

1999年10月、「ダイレクト保険会社」というビジネスモデルをベースに損害保険業界に参入し、開業時よりお客様ひとりひとりのダイレクトな関係を大切に、常にお客様にとっての新たな価値を提供すべくチャレンジしています。納得感のある保険料で、充実した補償を提供するリスク細分型の自動車保険と、幅広い保障を提供することをコンセプトとした医療保険を主にダイレクトで販売しております。

事業の概況

2006年度は、企業収益の改善を背景に設備投資の増加および雇用情勢や個人消費の改善がみられ、景気は緩やかに回復基調をたどりました。損害保険業界におきましても、景気回復を背景に企業向け保険を中心に堅調に推移しました。

こうした状況の中、当社は個人向けの保険のダイレクト販売を通じ、トップレベルの成長の維持、サービスクオリティの一層の向上、お客様とのコミュニケーションの充実に取組んできました。また、マーケティング活動においては、費用対効果を重視しながら地上波によるテレビ広告を中心に展開しました。このほか、デ・タバ・スマ・ケティングの強化、インターネットでご契約されるお客様が増加していることへの対応としてのウェブサイトの改善等を実施し、保険料収入の拡大を図りました。

以上の結果、主力の自動車保険においては、元受正味保険料で44,126百万円(対前期比10.2%増加)を計上することができました。

顧客サービス

スローガンである「“Feel the Difference”~この違いが、保険を変えていく。~」のもと、お客様にとって価値のある「ソニー損保ならではの違い」を感じていただけるよう、サービスの一層の充実に取組んでおります。

特に事故解決サービスについては、これまでもお客様専用の伝言版「コミュニケーションボード」の設置や、パソコンおよび携帯電話からも事故連絡を可能とするなどサービスの充実を図ってきましたが、2006年度においては、自動車保険のスピーディーな事故解決サービスをさらに進化させ、事故受付後3時間以内にお客様専任担当者からのご一報をお約束することにしました。一刻も早いお客様専任担当者からのご一報に加え、具体的に時刻までお約束することで、事故解決プロセスのわかりにくさから来るお客様の不安を軽減できていると考えています。

ご契約の手続き面では、銀行・郵便局などの金融機関のインターネットバンキングを利用した自動車保険の保険料のお支払いが簡単にできるようになりました。

また、「お客様とともに歩み続ける」ソニー損保の姿勢を、お客様をはじめとする社外の多くの方に広くお伝えすることを目的とした、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」を開設し、さまざまな取組みや担当者からのメッセージを紹介しました。

平日(月~金)の午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合。

内部管理態勢

内部管理態勢につきましては、2005年11月の金融庁の業務改善命令をうけ、お支払いの対象となる保険金を漏れなくお支払いするため、業務の適正化およびコンプライアンスの徹底に、全社をあげて真摯に取り組んでいます。

具体的には、お客様に補償内容やお支払いする保険金についてわかりやすくお伝えするための施策、お客様にお支払いの対象となる保険金を漏れなくお支払いするための支払態勢の構築、商品開発の段階における保険金支払漏れ防止態勢の構築、経営管理態勢の強化や経営陣への適正な保険金支払に関する定期報告態勢の構築などに取組みました。また、火災保険および地震保険の適正な募集態勢等の点検を実施し、保険料の誤りが判明したご契約については、ご契約の内容を是正し、お支払いいただいた保険料と適正な保険料との差額の返還手続きを進めました。

事業の成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、2006年度の損益状況については、保険引受収益50,495百万円、資産運用収益464百万円等を合計した経常収益は51,020百万円となりました。一方、保険引受費用36,465百万円、資産運用費用3百万円、営業費及び一般管理費12,458百万円等を合計した経常費用は48,975百万円となり、この結果、経常利益は2,044百万円となりました。これに、特別損失、法人税等を加減した当期純利益は1,598百万円となり、営業開始以来初めて黒字となりました。

保険引受の概況

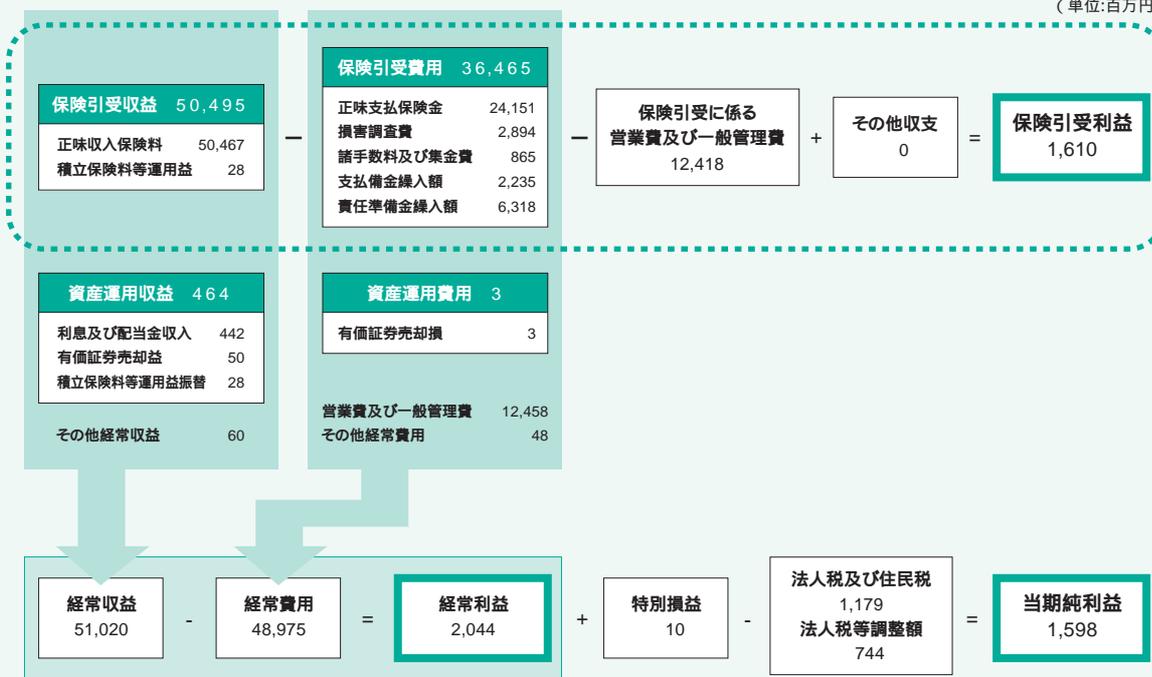
正味収入保険料は50,467百万円となりました。一方、正味支払保険金24,151百万円、損害調査費2,894百万円を計上した結果、正味損害率は53.6%となりました。

また、諸手数料及び集金費865百万円、保険引受に係る営業費及び一般管理費12,418百万円を計上した結果、正味事業費率は26.3%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受利益は1,610百万円となりました。

資産運用の概況

2006年度末の総資産は、2005年度末に比べ11,364百万円増加して67,468百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は2005年度末に比べ9,013百万円増加して54,661百万円となり、利息及び配当金収入を主とした資産運用収益は464百万円となりました。

(単位:百万円)



会社に対処すべき課題

付随的な保険金の支払漏れおよび火災保険料の誤りに関しましては、お客様にご迷惑・ご心配をおかけしたことを改めて心から深くお詫び申し上げますとともに、お客様の信頼回復に向け、引続き再発防止に向けた各種施策に全力で取り組めます。

また、これまでの営業活動を通じて蓄積したダイレクトビジネスモデルの運営ノウハウをさらに深耕するため各種施策を積極的に実施し、当社の事業基盤の確立と企業価値の最大化に全力を尽くします。

具体的には、以下を当社の対処すべき課題として積極的に取り組んでいきます。

- コーポレートスローガン“ Feel the Difference ”の実現
- 顧客価値の高い新商品の開発・発売
- サービスにおける顧客価値の強化
- 業務の効率化
- 法令遵守(コンプライアンス)態勢およびリスク管理態勢の充実
- 個人情報管理の徹底

さらに、当社はソニーフィナンシャルホールディングスグループの一員として、今後ともソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社との連携強化に努め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努力してまいります。

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	24,062 (47.0%)	30,785 (27.9%)	37,849 (22.9%)	45,278 (19.6%)	50,467 (11.5%)
保険引受利益(は保険引受損失) (対前期増減率)	4,386 (-)	2,129 (-)	3,048 (-)	1,108 (-)	1,610 (-)
経常収益 (対前期増減率)	24,299 (47.4%)	31,066 (27.8%)	38,159 (22.8%)	45,703 (19.8%)	51,020 (11.6%)
経常利益(は経常損失) (対前期増減率)	4,185 (-)	1,941 (-)	2,806 (-)	764 (-)	2,044 (-)
当期純利益(は当期純損失) (対前期増減率)	11,386 (-)	1,330 (-)	1,981 (-)	441 (-)	1,598 (-)
正味損害率	46.7%	49.1%	51.9%	52.3%	53.6%
正味事業費率	47.8%	40.4%	34.6%	30.3%	26.3%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	186 (63.8%)	215 (15.2%)	274 (27.3%)	298 (8.9%)	442 (48.2%)
運用資産利回り(インカム利回り)	0.93%	0.72%	0.77%	0.71%	0.86%
資産運用利回り(実現利回り)	0.88%	0.63%	0.79%	0.86%	0.96%
有価証券残高	17,346	27,747	32,932	44,067	51,155
貸付金残高	-	-	-	-	-
責任準備金残高	12,432	16,895	23,094	29,785	36,104
資本金 (発行済株式の総数)	15,000 (300千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)
純資産額	5,372	14,061	12,086	11,709	13,320
総資産額	25,873	40,121	46,685	56,103	67,468
積立勘定として経理された資産額	-	-	-	-	-
自己資本比率	20.8%	35.0%	25.9%	20.9%	19.7%
配当性向	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	734.1%	1,383.5%	1,095.2%	976.1%	1,009.7%
従業員数	370名	423名	480名	532名	593名

保険引受の状況

正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度			2005年度			2006年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		4	0.0	-	21	0.0	385.1	12	0.0	42.7
海 上		22	0.1	31.4	38	0.1	72.2	43	0.1	14.6
傷 害		3,131	8.3	119.3	4,827	10.7	54.2	5,947	11.8	23.2
自 動 車		34,222	90.4	18.2	39,858	88.0	16.5	43,931	87.0	10.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		469	1.2	30.2	533	1.2	13.7	532	1.1	0.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		37,849	100.0	22.9	45,278	100.0	19.6	50,467	100.0	11.5

(注)正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

元受正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度			2005年度			2006年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		102	0.3	-	279	0.6	171.2	174	0.3	37.6
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		2,989	8.0	132.8	4,681	10.4	56.6	5,812	11.6	24.2
自 動 車		34,372	91.7	18.1	40,039	89.0	16.5	44,126	88.1	10.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		37,464	100.0	23.3	44,999	100.0	20.1	50,112	100.0	11.4
従 業 員 一 人 当 た り 元 受 正 味 保 険 料		78		8.6	84		8.4	84		0.1

(注)1.元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)
 2.従業員一人当たり元受正味保険料 = 元受正味保険料 ÷ 従業員数
 3.当社には積立保険料はありません。

受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度			2005年度			2006年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		-	-	-	9	0.8	-	4	0.4	49.6
海 上		422	40.3	18.7	506	41.9	19.9	534	43.8	5.6
傷 害		154	14.8	1.4	157	13.0	1.8	146	12.0	6.8
自 動 車		0	0.1	77.5	0	0.1	27.8	1	0.1	21.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		469	44.8	30.2	533	44.2	13.7	532	43.7	0.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,047	100.0	1.1	1,208	100.0	15.3	1,220	100.0	1.0

(注)受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	2004年度	2005年度	2006年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	0.0%	-	-

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度		2005年度		2006年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		98	14.9	267	28.8	167	19.3
海 上		400	60.4	468	50.4	490	56.7
傷 害		13	2.0	11	1.2	11	1.4
自 動 車		150	22.7	181	19.6	196	22.7
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		662	100.0	929	100.0	865	100.0

(注)支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度	2005年度	2006年度
		火 災	0	2
海 上	-	-	-	
傷 害	0	0	0	
自 動 車	410	481	512	
自動車損害賠償責任	7	9	11	
そ の 他	-	-	-	
合 計	417	494	525	

(注)解約返戻金は、元受解約返戻金および受再解約返戻金の合計額です。

保険引受利益

(単位:百万円)

区 分	2004年度	2005年度	2006年度
保 險 引 受 収 益	37,862	45,298	50,495
保 險 引 受 費 用	28,606	33,477	36,465
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	12,304	12,928	12,418
そ の 他 収 支	0	0	0
保 險 引 受 利 益	3,048	1,108	1,610

(注)1.営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。

2.その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

3.保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

〔保険種目別保険引受利益〕

(単位:百万円)

種 目	2004年度	2005年度	2006年度
火 災	1	8	36
海 上	166	123	142
傷 害	919	253	724
自 動 車	2,293	987	707
自動車損害賠償責任	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	3,048	1,108	1,610

正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度			2005年度			2006年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		-	-	-	0	0.0	22.3	0	0.0	45.8
海 上		9	0.1	43.5	5	0.0	13.6	21	0.1	49.6
傷 害		427	2.4	15.8	724	3.4	17.1	928	3.8	17.5
自 動 車		16,801	96.2	55.3	20,073	95.0	56.5	22,802	94.4	58.2
自動車損害賠償責任		224	1.3	47.8	321	1.5	60.2	399	1.7	74.9
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		17,463	100.0	51.9	21,124	100.0	52.3	24,151	100.0	53.6

(注)1.正味支払保険金 = 元受正味保険金 + 受再正味保険金 - 回収再保険金

2.正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度		2005年度		2006年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		-	-	0	0.0	1	0.0
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		387	2.2	685	3.3	889	3.7
自 動 車		16,842	97.8	20,245	96.7	22,950	96.3
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		17,229	100.0	20,931	100.0	23,841	100.0

(注)元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区 分	2004年度	2005年度	2006年度
保険引受に係る事業費	13,088	13,709	13,284
保険引受に係る営業費及び一般管理費	12,304	12,928	12,418
諸手数料及び集金費	784	780	865
正 味 事 業 費 率	34.6%	30.3%	26.3%

(注)正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	2005年度			2006年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		22.3	160.8	138.6	45.8	55.9	10.1
海 上		13.6	353.7	340.1	49.6	390.4	340.8
傷 害		17.1	30.3	47.4	17.5	17.3	34.8
自 動 車		56.5	31.2	87.6	58.2	28.3	86.5
自動車損害賠償責任		60.2	-	60.2	74.9	-	74.9
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		52.3	30.3	82.5	53.6	26.3	79.9

(注)合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度		2005年度		2006年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		-	-	-	-	-	-
海 上		96	26.4	53	12.9	218	33.2
傷 害		40	11.1	39	9.4	39	6.0
自 動 車		2	0.7	2	0.6	0	0.1
自動車損害賠償責任		224	61.8	321	77.1	399	60.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		363	100.0	416	100.0	658	100.0

(注)受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2004年度		2005年度		2006年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		-	-	0	0.1	1	0.5
海 上		86	66.7	48	21.6	197	56.6
傷 害		-	-	-	-	-	-
自 動 車		43	33.3	175	78.3	149	42.9
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		129	100.0	223	100.0	348	100.0

(注)回収再保険金 = 再保険金 - 再保険金割戻

未収再保険金

(単位:百万円)

種 目 計	年 度	2004年度	2005年度	2006年度
年度開始時の未収再保険金		43	23	35
当該年度に回収できる事由が発生した額		129	223	348
当該年度回収等		150	212	241
年度末の未収再保険金		23	35	141

(注)地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	2005年度			2006年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		47.0	720.5	767.5	39.7	341.9	381.6
海 上		46.9	2.7	49.5	43.0	2.6	45.6
傷 害		42.5	60.8	103.3	36.0	33.9	69.8
(医 療)					(36.2)		
(が ん)					(-)		
(介 護)					(-)		
(そ の 他)					(-)		
自 動 車		65.5	33.0	98.5	65.9	29.3	95.2
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		63.9	34.5	98.4	63.7	29.4	93.1

(注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2.発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3.事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4.合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5.出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金種増額

6.出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料種増額

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
3	100

(注)出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・ BB以下)	合計
出再保険料における、格付ごとの割合	100	-	-	100

(注)特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

格付区分の方法

S&P社とAMBest社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は低い方の格付けを使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。)

契約者配当金の額

該当ありません。

資産運用の状況

資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。

運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用などにより、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

運用資産の概況

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度末		2005年度末		2006年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預 貯 金		4,036	8.6	1,470	2.6	1,976	2.9
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	1,400	2.1
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		32,932	70.5	44,067	78.5	51,155	75.8
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		59	0.1	111	0.2	128	0.2
運 用 資 産 計		37,027	79.3	45,648	81.4	54,661	81.0
総 資 産		46,685	100.0	56,103	100.0	67,468	100.0

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度		2005年度		2006年度	
		金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.01
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	1	0.19
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		274	0.84	298	0.78	440	0.90
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		274	0.77	298	0.71	442	0.86
そ の 他		0		0		0	
合 計		274		298		442	
資産運用利回り(実現利回り)			0.79		0.86		0.96
(参考)時価総合利回り			0.82		1.10		0.99

- (注)1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
 2.平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。
 3.利回りの計算方法
 (1)運用資産利回り(インカム利回り)
 資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。
 ・分子=利息及び配当金収入
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
 (2)資産運用利回り(実現利回り)
 資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。
 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
 (3)時価総合利回り(参考開示)
 時価ベースでの運用効率を示す指標。
 ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額* - 前期末評価差額*)
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
 *税効果控除前の金額による

海外投融資残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度末		2005年度末		2006年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	外 国 公 社 債	1,827	100.0	1,614	100.0	909	100.0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	1,827	100.0	1,614	100.0	909	100.0
合 計		1,827	100.0	1,614	100.0	909	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り							
運用資産利回り(インカム利回り)			1.96%		2.32%		2.52%
資産運用利回り(実現利回り)			1.96%		2.32%		2.52%
(参考)時価総合利回り			1.96%		2.30%		2.54%

- 注)1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息配当金収入÷取得原価または償却原価による平均残高」により算出したものです。
 2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。

公共債の窓販実績

該当ありません。

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	2005年度末	2006年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額	16,952	20,186
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	11,623	-
純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)	-	13,222
価格変動準備金	15	25
異常危険準備金	5,192	6,800
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	121	137
土地の含み損益	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B)リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2}+R_4+R_5$	3,473	3,998
一般保険リスク(R1)	3,004	3,408
予定利率リスク(R2)	-	-
資産運用リスク(R3)	214	231
経営管理リスク(R4)	107	122
巨大災害リスク(R5)	354	458
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)÷(B)×1/2]×100	976.1%	1,009.7%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立っていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額:上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- 保険引受上の危険(一般保険リスク)
- 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- 予定利率上の危険(予定利率リスク)
- 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- 資産運用上の危険(資産運用リスク)
- 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- 経営管理上の危険(経営管理リスク)
- 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記～および以外のもの
- 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
- 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

3 経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「あらた監査法人」の監査を受けています。

財務諸表

貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2005年度(2006年3月31日現在)		2006年度(2007年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現金及び預貯金		1,470	2.62	1,977	2.93	506
現 金		0		0		
預 貯 金		1,470		1,976		
コ ー ル ロ ー ン		-	-	1,400	2.08	1,400
有 価 証 券		44,067	78.55	51,155	75.82	7,088
国 債		1,294		1,712		
地 方 債		29,163		37,088		
社 債		9,937		8,081		
外 国 証 券		1,614		909		
そ の 他 の 証 券		2,058		3,363		
不 動 産 及 び 動 産		152	0.27	-	-	152
建 物		111		-		
動 産		41		-		
有 形 固 定 資 産		-	-	165	0.24	165
建 物		-		128		
その他有形固定資産		-		36		
無 形 固 定 資 産		-	-	2,119	3.14	2,119
ソ フ ト ウ ェ ア		-		1,246		
ソフトウェア仮勘定		-		838		
その他無形固定資産		-		34		
そ の 他 資 産		8,228	14.67	7,728	11.46	499
未 収 保 険 料		996		914		
再 保 険 貸		75		176		
外 国 再 保 険 貸		8		8		
未 収 金		4,061		4,664		
未 収 収 益		128		146		
預 託 金		20		36		
地 震 保 険 預 託 金		9		14		
仮 払 金		1,346		1,768		
ソ フ ト ウ ェ ア		1,540		-		
そ の 他 の 資 産		42		-		
繰 延 税 金 資 産		2,184	3.89	2,922	4.33	737
資 産 の 部 合 計		56,103	100.00	67,468	100.00	11,364

< 負債及び純資産の部 >

(単位:百万円)

科 目	2005年度(2006年3月31日現在)		2006年度(2007年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(負債の部)					
保 険 契 約 準 備 金	39,786	70.92	48,340	71.65	8,553
支 払 備 金	10,001		12,236		
責 任 準 備 金	29,785		36,104		
そ の 他 負 債	3,900	6.95	4,888	7.25	988
再 保 険 借	176		172		
外 国 再 保 険 借	31		1		
未 払 法 人 税 等	156		156		
預 り 金	3		4		
未 払 金	1,373		2,388		
仮 受 金	2,159		2,165		
退 職 給 付 引 当 金	305	0.54	378	0.56	72
賞 与 引 当 金	384	0.69	514	0.76	130
特 別 法 上 の 準 備 金	15	0.03	25	0.04	10
価 格 変 動 準 備 金	15		25		
負 債 の 部 合 計	44,393	79.13	54,147	80.26	9,754
(資本の部)					
資 本 金	20,000	35.65	-	-	-
資 本 剰 余 金	20,000	35.65	-	-	-
資 本 準 備 金	20,000		-	-	-
利 益 剰 余 金	28,376	50.58	-	-	-
当 期 未 処 分 利 益	28,376		-	-	-
当 期 純 利 益	441		-	-	-
株 式 等 評 価 差 額 金	86	0.15	-	-	-
資 本 の 部 合 計	11,709	20.87	-	-	-
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	56,103	100.00	-	-	-
(純資産の部)					
資 本 金	-	-	20,000	29.64	-
資 本 剰 余 金	-	-	20,000	29.64	-
資 本 準 備 金	-	-	20,000		-
利 益 剰 余 金	-	-	26,777	39.69	-
そ の 他 利 益 剰 余 金	-	-	26,777		-
繰 越 利 益 剰 余 金	-	-	26,777		-
株 主 資 本 合 計	-	-	13,222	19.60	-
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	-	97	0.14	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-	-	97	0.14	-
純 資 産 の 部 合 計	-	-	13,320	19.74	-
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	-	-	67,468	100.00	-

【貸借対照表の注記(2006年度)】

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。
3. 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌年から費用処理しております。
 上記のほか、役員の退職金に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額27百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。
6. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. ソニー株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。
10. リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11. 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)」を適用しております。
 これまでの資本の部の合計に相当する額は、13,320百万円であります。
 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、保険業施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。
12. 当事業年度から保険業法施行規則の改正等により以下のとおり表示方法を変更しております。
 - (1) 前事業年度において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当事業年度から「有形固定資産」として表示しております。
 - (2) 前事業年度において、「その他資産」に掲記されていたソフトウェア等を、当事業年度から「無形固定資産」として表示しております。
 - (3) 前事業年度において、「ソフトウェア」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は金額の重要性が増加したため、当事業年度から区分表示しております。
 - (4) 前事業年度において、「株式等評価差額金」と掲記されていたものは、当事業年度から「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5) 前事業年度において、「価格変動準備金」と掲記されていたものは、当事業年度から「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。
13. 有形固定資産の減価償却累計額は175百万円であります。
14. 親会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は1,181百万円であります。
15. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	365百万円
未認識数理計算上の差異	14百万円
退職給付引当金	351百万円
 - (2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	
割引率	1.3%	
数理計算上の差異の処理年数	10年	
16. 繰延税金資産の総額は3,613百万円、繰延税金負債の総額は55百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は635百万円あります。
 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳は、責任準備金2,474百万円、税務上の繰越欠損金345百万円あります。
 繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金55百万円あります。
17. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前(口)に掲げる保険を除く)	12,679百万円
同上にかかる出再支払備金	599百万円
差引(イ)	12,080百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	155百万円
計(イ+口)	12,236百万円

 (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	28,874百万円
同上にかかる出再責任準備金	616百万円
差引(イ)	28,258百万円
その他の責任準備金(口)	7,845百万円
計(イ+口)	36,104百万円
18. 1株当たりの純資産額は、33,301円55銭であります。
 算定上の基礎である純資産額は13,320百万円であり、期末発行済株式数は400千株であります。
19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度		比較増減
	2005年度 〔2005年4月1日から 2006年3月31日まで〕	2006年度 〔2006年4月1日から 2007年3月31日まで〕	
経常収益	45,703	51,020	5,317
保険引受収益	45,298	50,495	5,196
正味収入保険料	45,278	50,467	5,188
積立保険料等運用益	20	28	7
資産運用収益	349	464	115
利息及び配当金収入	298	442	143
有価証券売却益	70	50	20
積立保険料等運用益振替	20	28	7
その他経常収益	55	60	4
経常費用	46,467	48,975	2,508
保険引受費用	33,477	36,465	2,988
正味支払保険金	21,124	24,151	3,027
損害調査費	2,535	2,894	358
諸手数料及び集金費	780	865	84
支払備金繰入額	2,345	2,235	110
責任準備金繰入額	6,691	6,318	372
その他保険引受費用	0	-	0
資産運用費用	8	3	5
有価証券売却損	7	3	4
有価証券償還損	0	-	0
営業費及び一般管理費	12,966	12,458	507
その他経常費用	15	48	32
経常利益(は経常損失)	764	2,044	2,808
特別利益	-	-	-
特別損失	35	10	24
不動産動産処分損	4	-	4
固定資産処分損	-	0	0
特別法上の準備金繰入額	8	10	1
価格変動準備金	8	10	1
その他特別損失	21	-	21
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	799	2,034	2,833
法人税及び住民税	166	1,179	1,013
法人税等調整額	524	744	219
当期純利益(は当期純損失)	441	1,598	2,040
前期繰越利益(は前期繰越損失)	27,934	-	-
当期末処分利益(は当期末処理損失)	28,376	-	-

【損益計算書の注記(2006年度)】

- 会社計算規則の施行に伴い、前事業年度において「価格変動準備金繰入額」として表示していたものは、当事業年度から「特別法上の準備金繰入額」の内訳として表示しております。
- 親会社との取引による収益総額は13百万円、費用総額は46百万円であります。
- (1)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	51,333百万円
支払再保険料	865百万円
差引	50,467百万円
- (2)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	24,499百万円
回収再保険金	348百万円
差引	24,151百万円
- (3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,129百万円
出再保険手数料	263百万円
差引	865百万円
- (4)支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前(口)に掲げる保険を除く)	2,361百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	146百万円
差引(イ)	2,214百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	20百万円
計(イ+口)	2,235百万円
- (5)責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	4,685百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	122百万円
差引(イ)	4,562百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	1,755百万円
計(イ+口)	6,318百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
コールローン利息	1百万円
有価証券利息・配当金	440百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	442百万円

- 1株当たりの当期純利益は、3,997円46銭であります。算定上の基礎である当期純利益は1,598百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。
- 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は81百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	74百万円
利息費用	3百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2百万円
計	81百万円
- 当事業年度における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は21.4%であり、この差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少 15.2%であります。
- 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社フロンテッジ	なし	業務委託	メディア・プランニング業務等の委託	2,390	未払金	264

- (注) 1.取引金額、期末残高には消費税等が含まれていません。
2.取引条件および取引条件の決定方針等取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
8.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	2005年度 〔2005年4月1日から 2006年3月31日まで〕	2006年度 〔2006年4月1日から 2007年3月31日まで〕	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	799	2,034	2,833
減 価 償 却 費	599	683	83
支 払 備 金 の 増 加 額	2,345	2,235	110
責 任 準 備 金 の 増 加 額	6,691	6,318	372
退 職 給 付 引 当 金 の 増 加 額	79	72	7
賞 与 引 当 金 の 増 加 額	36	130	93
価 格 変 動 準 備 金 の 増 加 額	8	10	1
利 息 及 び 配 当 金 収 入	298	442	143
有 価 証 券 関 係 損 益 ()	62	47	15
不 動 産 動 産 関 係 損 益 ()	4	-	4
有 形 固 定 資 産 関 係 損 益 ()	-	0	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	1,284	2,247	963
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	483	38	521
小 計	7,804	8,708	903
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	574	686	112
法 人 税 等 の 支 払 額	405	152	558
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,784	9,242	457
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	25,206	21,974	3,232
有 価 証 券 の 売 却 ・ 償 還 に よ る 収 入	13,954	15,993	2,039
小 計	11,252	5,980	5,271
(+)	(2,467)	(3,261)	(5,729)
不 動 産 及 び 動 産 の 取 得 に よ る 支 出	98	-	98
有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	-	50	50
有 形 固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	-	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,350	6,030	5,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増加額	2,565	3,212	5,777
現金及び現金同等物期首残高	6,094	3,528	2,565
現金及び現金同等物期末残高	3,528	6,740	3,212

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2006年度)】

- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。
- 当事業年度から保険業法施行規則の改正により以下のとおり表示方法を変更しております。
(1)前事業年度において、「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当事業年度から「有形固定資産関係損益」として表示しております。
(2)前事業年度において、「不動産及び動産の取得による支出」と掲記されていたものは、当事業年度から「有形固定資産の取得による支出」として表示しております。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2007年3月31日現在)
現金及び預貯金 1,977百万円
コールローン 1,400百万円
有価証券 51,155百万円
現金同等物以外の有価証券 47,792百万円
現金及び現金同等物 6,740百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

年度		2004年度末	2005年度末	2006年度末
資産の部	現金及び預貯金	4,036	1,470	1,977
	コールローン	-	-	1,400
	有価証券	32,932	44,067	51,155
	不動産及び動産	95	152	-
	有形固定資産	-	-	165
	無形固定資産	-	-	2,119
	その他資産	7,924	8,228	7,728
	繰延税金資産	1,696	2,184	2,922
	資産の部合計	46,685	56,103	67,468
負債及び純資産の部	保険契約準備金	30,750	39,786	48,340
	その他負債	3,267	3,900	4,888
	退職給付引当金	225	305	378
	賞与引当金	348	384	514
	価格変動準備金	6	15	25
	負債の部合計	34,598	44,393	54,147
	資本金	20,000	20,000	-
	資本剰余金	20,000	20,000	-
	利益剰余金	27,934	28,376	-
	当期純利益	1,981	441	-
	株式等評価差額金	21	86	-
	資本の部合計	12,086	11,709	-
	負債及び資本の部合計	46,685	56,103	-
	資本金	-	-	20,000
	資本剰余金	-	-	20,000
利益剰余金	-	-	26,777	
株主資本合計	-	-	13,222	
評価・換算差額等合計	-	-	97	
純資産の部合計	-	-	13,320	
負債及び純資産の部合計	-	-	67,468	

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

年度	2004年度	2005年度	2006年度
経常収益	38,159	45,703	51,020
保険引受収益	37,862	45,298	50,495
(うち正味収入保険料)	37,849	45,278	50,467
資産運用収益	275	349	464
(うち利息及び配当金収入)	274	298	442
(うち有価証券売却益)	14	70	50
その他経常収益	21	55	60
経常費用	40,966	46,467	48,975
保険引受費用	28,606	33,477	36,465
(うち正味支払保険金)	17,463	21,124	24,151
(うち損害調査費)	2,191	2,535	2,894
(うち諸手数料及び集金費)	784	780	865
資産運用費用	21	8	3
(うち有価証券売却損)	20	7	3
営業費及び一般管理費	12,338	12,966	12,458
その他経常費用	0	15	48
経常利益(は経常損失)	2,806	764	2,044
特別利益	-	-	-
特別損失	1	35	10
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	2,807	799	2,034
法人税及び住民税	402	166	1,179
法人税等調整額	424	524	744
当期純利益(は当期純損失)	1,981	441	1,598
前期繰越利益(は前期繰越損失)	25,953	27,934	-
当期末処分利益(は当期末処分損失)	27,934	28,376	-

損失処理の状況

(単位:百万円)

年度		2004年度	2005年度
科目			
当期未処理損失		27,934	28,376
損失処理額		-	-
次期繰越損失		27,934	28,376
利益に関する諸指標	1株当たり配当金	-	-
	1株当たり当期純損失	4,952円52銭	1,102円97銭
	配当性向	-	-

株主資本等変動計算書

2006年度(2006年4月1日から2007年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
前事業年度末残高	20,000	20,000	28,376	11,623	86	11,709
当事業年度変動額						
当期純利益	-	-	1,598	1,598	-	1,598
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	11	11
当事業年度変動額合計	-	-	1,598	1,598	11	1,610
当事業年度末残高	20,000	20,000	26,777	13,222	97	13,320

【株主資本等変動計算書の注記】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりであります。

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	400	-	-	400

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

従業員一人当たり総資産

(単位:百万円)

年度	2004年度末	2005年度末	2006年度末
従業員一人当たり総資産	97	105	113

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位:百万円)

年度	2004年度末	2005年度末	2006年度末
現金	0	0	0
預貯金	4,036	1,470	1,976
郵便振替・郵便貯金	6	35	50
当座預金	1,299	25	1,439
普通預金	2,730	1,409	487
通知預金	-	-	-
定期預金	-	-	-
合計	4,036	1,470	1,977

商品有価証券

該当ありません。

保有有価証券

(単位:百万円)

区分	年度	2004年度末		2005年度末		2006年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国	債	805	2.4	1,294	2.9	1,712	3.3
地方	債	21,931	66.6	29,163	66.2	37,088	72.5
社	債	6,309	19.2	9,937	22.5	8,081	15.8
株	式	-	-	-	-	-	-
外国	証	1,827	5.6	1,614	3.7	909	1.8
その他の	証	2,057	6.2	2,058	4.7	3,363	6.6
貸付	有価証	-	-	-	-	-	-
合	計	32,932	100.0	44,067	100.0	51,155	100.0

保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区分	年度	2004年度	2005年度	2006年度
公	社	0.84	0.75	0.90
株	式	-	-	-
外国	証	1.96	2.32	2.52
その他の	証	0.03	0.03	0.25
合	計	0.84	0.78	0.90
資産	運用利回り	0.82	0.94	1.00
(参考)	時価総合利回り	0.86	1.20	1.03

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	年度	2006年度末						合計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	-	594	-	-	-	1,118	1,712
地方	債	11,553	13,096	8,188	3,152	302	794	37,088
社	債	5,678	806	1,118	229	115	132	8,081
株	式	-	-	-	-	-	-	-
外国	証	100	99	102	500	-	106	909
その他の	証	-	-	-	-	-	3,363	3,363
貸付	有価証	-	-	-	-	-	-	-
合	計	17,332	14,597	9,409	3,883	418	5,514	51,155

(単位:百万円)

区分	年度	2005年度末						合計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	-	-	-	-	-	1,294	1,294
地方	債	3,494	10,271	9,427	5,175	-	793	29,163
社	債	8,416	659	553	246	30	30	9,937
株	式	-	-	-	-	-	-	-
外国	証	703	101	202	400	100	106	1,614
その他の	証	-	-	-	-	-	2,058	2,058
貸付	有価証	-	-	-	-	-	-	-
合	計	12,614	11,032	10,182	5,822	130	4,283	44,067

業種別保有株式の額

該当ありません。

貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

担保別貸付金残高

該当ありません。

用途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	年 度	2005年度末	2006年度末
破 綻 先 債 権		-	-
延 滞 債 権		-	-
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権		-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権		-	-
合 計		-	-

- (注)1.破 綻 先 債 権 元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。
- 2.延 滞 債 権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のものです。
- 3.3カ月以上延滞債権 元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 4.貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

(単位:百万円)

区 分	年 度	2005年度末	2006年度末
破 綻 先 債 権		-	-
延 滞 債 権		-	-
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権		-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権		-	-
合 計		-	-

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2005年度末	2006年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		-	-
危 険 債 権		-	-
要 管 理 債 権		-	-
正 常 債 権		-	-
合 計		-	-

- (注)1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権とこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収や利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に掲げる債権を除く。)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および3カ月以上延滞貸付金に該当しない債権です。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権以外のものに区分される債権です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度末	2005年度末	2006年度末
土 地		-	-	-
営 業 用 賃 貸 用		-	-	-
建 物		59	111	128
営 業 用 賃 貸 用		59	111	128
建 設 仮 勘 定		-	-	-
営 業 用 賃 貸 用		-	-	-
計		59	111	128
営 業 用 賃 貸 用		59	111	128
		-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		35	41	36
有 形 固 定 資 産 合 計		95	152	165

特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

保険契約準備金

[支払備金]

(単位:百万円)

年度		2004年度末	2005年度末	2006年度末
種目				
火災		-	-	-
海上		1	19	20
傷害		207	406	456
自動車		7,338	9,440	11,603
自動車損害賠償責任		108	134	155
その他		-	-	-
合計		7,655	10,001	12,236

[責任準備金]

(単位:百万円)

年度		2004年度末	2005年度末	2006年度末
種目				
火災		20	61	38
海上		126	154	204
傷害		2,624	5,217	8,322
自動車		19,630	23,453	26,500
自動車損害賠償責任		693	898	1,038
その他		-	-	-
合計		23,094	29,785	36,104

[責任準備金残高の内訳]

(単位:百万円)

区分		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
種目						
火災		36	2	-	-	38
海上		200	3	-	-	204
傷害		7,807	507	6	-	8,322
自動車		20,227	6,272	-	-	26,500
自動車損害賠償責任		1,038	-	-	-	1,038
その他		-	-	-	-	-
合計		29,311	6,786	6	-	36,104

(注)地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しております。

責任準備金積立水準

(単位:百万円)

年度		2005年度	2006年度
区分			
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	-	-
積立率		100.0%	100.0%

- (注)1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
- 2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
- 3.積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	453百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

引当金

(単位:百万円)

区分	2005年度末 残高	2006年度 増加額	2006年度減少額		2006年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
賞与引当金	384	514	384	-	514
価格変動準備金	15	10	-	-	25

21 貸付金償却の額

該当ありません。

22 資本金等の明細

[2006年度]

(単位:百万円)

区分	2005年度末 残高	2006年度 増加額	2006年度 減少額	2006年度末 残高	
資本金	20,000	-	-	20,000	
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
	計	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
	資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 20,000	-	-	20,000
計	20,000	-	-	20,000	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	-	-	-	
	(任意積立金)	-	-	-	
	計	-	-	-	

[2005年度]

(単位:百万円)

区分	2004年度末 残高	2005年度 増加額	2005年度 減少額	2005年度末 残高	
資本金	20,000	-	-	20,000	
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
	計	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
	資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 20,000	-	-	20,000
計	20,000	-	-	20,000	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	-	-	-	
	(任意積立金)	-	-	-	
	計	-	-	-	

⑳期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2006年度	10,099	6,125	4,951	978

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3.当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

㉑事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険]

(単位:百万円)

事故発生年度		2006年度		
		金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	24,330		
	1 年後			
	2 年後			
	3 年後			
	4 年後			
最終損害見積り額		24,330		
累計保険金		17,092		
支払備金		7,238		

[傷害保険]

(単位:百万円)

事故発生年度		2006年度		
		金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	967		
	1 年後			
	2 年後			
	3 年後			
	4 年後			
最終損害見積り額		967		
累計保険金		620		
支払備金		346		

[賠償保険]

(単位:百万円)

事故発生年度		2006年度		
		金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	-		
	1 年後			
	2 年後			
	3 年後			
	4 年後			
最終損害見積り額		-		
累計保険金		-		
支払備金		-		

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

4.本表は2006年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうちグレーの網掛け部分については該当がありません。

損益の明細

有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度			2005年度			2006年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等		14	20	-	70	7	-	50	3	-
株 式		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		14	20	-	70	7	-	50	3	-

売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度	2005年度	2006年度
		人 件 費	3,445	3,861
物 件 費	10,727	11,228	10,582	
税 金	345	396	400	
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	0	0	0	
保険契約者保護機構に対する負担金	11	14	18	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	784	780	865	
合 計		15,314	16,282	16,219

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

不動産動産等処分損益

(単位:百万円)

区 分	年 度	2004年度		2005年度		2006年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物		-	-	-	4	-	-
土 地		-	-	-	-	-	-
建 物		-	-	-	4	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		-	-	-	0	-	0
合 計		-	-	-	4	-	0

時価情報等

有価証券

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

種 類	2006年度末			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	16,093	16,216	123
	外 国 証 券	703	738	34
	小 計	16,796	16,954	157
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	15,817	15,698	118
	外 国 証 券	205	204	0
	小 計	16,022	15,903	119
合 計	32,819	32,857	38	

(単位:百万円)

種 類	2005年度末			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	11,062	11,165	102
	外 国 証 券	997	1,027	29
	小 計	12,060	12,193	132
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	18,439	18,236	203
	外 国 証 券	416	409	6
	小 計	18,855	18,645	210
合 計	30,916	30,838	77	

[子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの]

該当ありません。

[その他有価証券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

種 類	2006年度末			
	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	9,357	9,527	169
	外 国 証 券	-	-	-
	小 計	9,357	9,527	169
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	5,461	5,445	16
	外 国 証 券	-	-	-
	小 計	5,461	5,445	16
合 計	14,819	14,972	153	

(単位:百万円)

種 類	2005年度末			
	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	2,459	2,616	157
	外 国 証 券	-	-	-
	小 計	2,459	2,616	157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	8,297	8,275	22
	外 国 証 券	200	200	0
	小 計	8,497	8,475	22
合 計	10,957	11,092	134	

[当期中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

種 類	2005年度			2006年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
そ の 他 有 価 証 券	5,391	70	7	2,435	50	3

[時価評価されていない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額]

2005年度末		2006年度末	
1 満期保有目的の債券 該当ありません。		1 満期保有目的の債券 該当ありません。	
2 子会社株式及び関連会社株式 該当ありません。		2 子会社株式及び関連会社株式 該当ありません。	
3 その他有価証券 その他 2,058百万円		3 その他有価証券 その他 3,363百万円	

[その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額]

(単位:百万円)

種 類	2005年度末				2006年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	-	-	-	1,294	-	594	-	1,118
地 方 債	3,494	19,699	5,175	793	11,553	21,284	3,455	794
社 債	8,416	1,212	277	30	5,678	1,924	345	132
外 国 証 券	703	303	501	106	100	201	500	106
合 計	12,614	21,215	5,953	2,225	17,332	24,006	4,302	2,150

金銭の信託

該当ありません。

金融先物取引等

該当ありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

先物外国為替取引

該当ありません。

証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引

該当ありません。

証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当ありません。

■ 連結財務諸表

該当ありません。

■ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2006年4月1日から2007年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 山本 真一

1. 私は、当社の2006年4月1日から2007年3月31日までの第9期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

4 損害保険用語の解説 (50音順)

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。資産の一定割合を積立て、株式の売買等による損失が利益を超える場合その差額を取崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めから無かったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について事実を偽って申し出てはならないという義務をいいます。

再調達価額

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差引いた額が時価(額)になります。

時価(額)

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「一般管理費及び営業費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、国税は2007年分以後の所得税、地方税は2008年分以後の個人住民税について、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、2002年7月1日から業務を開始した料率算出団体です。自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率、および、自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を主な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、契約者が保険会社に連絡する義務をいいます。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあります。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

保険金額

契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払準備金、責任準備金などがあります。

支払準備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積立てる「普通責任準備金」と、積立保険において満期返戻金・契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する目的でセットする特別約款(特約条項)とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が支払う金銭のことで、

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)などで、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことで、その金額は契約時に定められています。

免責

保険金を支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事項が生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故などです。(地震保険など、商品により保険金支払いの対象とする場合があります。)

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

5 保険のしくみ

■ 損害保険制度とは

損害保険制度は、多数の人々が保険料を支払う(お金を出し合う)ことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受取る(出し合ったお金から補償を受ける)ことができるという、相互扶助の精神に支えられているしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心(補償)」を得ることができます。なお、支払う保険料は、統計学的理論「大数の法則」に基づいて算出されたリスクの大きさに応じて決められます。

大数の法則 (サイコロの場合)

サイコロを振ったとき、1から6までの6つの目のうち1つが出る確率は6分の1ですが、6回振れば1から6までのすべての目が1回ずつ出るとは限りません。何度も出る目もあれば、まったく出ない目もあります。ところが、サイコロを振る回数を増やせば増やすほど、それぞれの目が出る確率は限りなく6分の1に近づいていきます。つまり、一見偶然と思われる事象も、大量観察すればそこに一定の法則がみられるということです。これが大数の法則です。



■ 保険料率について

保険料は通常、保険金額にリスクの大きさに応じて決められた保険料率を乗じて算出されます。保険料率には「業法認可料率」と「算定会料率」の2種類がありましたが、1998年7月1日より算定会料率の遵守義務はなくなり、業法認可料率(保険会社独自で算出し、金融庁長官の認可等を受けて使用するもの)のみとなりました。

■ 損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

■ 再保険とは

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、会社経営の安定を図っています。このように、自社が保険契約で引受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引受けてもらうことを「再保険」といいます。

■ ソニー損保における再保険の受再および出再の方針

再保険を受再する契約は、リスクの内容について十分に把握できるものに限定しています。また、再保険の出再先については、財務力が十分であり長期安定的な取引が可能である保険会社を選定しています。

*再保険リスクと対処の概要や再保険リスク管理については30ページをご参照ください。

■ 損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が万一破たんした場合、保険契約者を保護するために、損害保険契約者保護機構が設立されています。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として生命保険会社と損害保険会社それぞれに設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられているものです。

*詳しくは同機構のウェブサイト(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご参照ください。

6 開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

保険会社の概況および組織

経営の組織	3
株主	35
取締役及び監査役	35

保険会社の主要な業務の内容

保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	36
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	38
・ 経常収益	
・ 経常利益または経常損失	
・ 当期純利益または当期純損失	
・ 資本金の額および発行済株式の総数	
・ 純資産額	
・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	
・ 責任準備金残高	
・ 貸付金残高	
・ 有価証券残高	
・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	
・ 配当性向	
・ 従業員数	
・ 正味収入保険料の額	

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	39
受再正味保険料の額および支払再保険料の額	39、40
解約返戻金の額および保険引受利益の額	40
正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	41
受再正味保険金の額および回収再保険金の額	42

(2) 保険契約に関する指標

契約者(社員)配当金の額	43
正味損害率・正味事業費率およびその合算率	41
出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	42
国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	39
出再を行った再保険者の数	43
出再保険料の上位5社の割合	43
出再保険料の格付ごとの割合	43
未収再保険金の額	42

(3) 経理に関する指標

支払備金の額および責任準備金の額	55
責任準備金積立水準	55
貸倒引当金	56
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	56
貸付金償却の額	56
資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	56
*カッコ内が法定開示項目	
損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	56
事業費	58

(4) 資産運用に関する指標

資産運用の概況	43
利息配当収入の額および運用利回り	44
海外投融資残高および構成比	44
海外投融資利回り	44
商品有価証券の平均残高および売買高	52
保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	53

保有有価証券利回り	53
有価証券の種類別の残存期間別残高	53
業種別保有株式の額	53
貸付金の残存期間別の残高	53
担保別貸付金残高	53
用途別の貸付金残高及び構成比	53
業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	53
規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	53
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	54

(5) 特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高	54
特別勘定資産	54
特別勘定の運用収支	54
4 責任準備金の残高の内訳	55
5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	57
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	57

保険会社の運営

1 リスク管理の体制	29
2 法令遵守の体制	27

直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

貸借対照表	46
損益計算書	49
キャッシュ・フロー計算書	50
株主資本等変動計算書	52

2 リスク管理債権

・ 破綻先債権	
・ 延滞債権	
・ 3ヵ月以上延滞債権	
・ 貸付条件緩和債権	
・ リスク管理債権の合計額	
3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	54
4 債務者区分に基づいて区分された債権	54
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 要管理債権	
・ 正常債権	

5 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

6 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

有価証券	59
金銭の信託	60
金融先物取引等	60
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	60
先物外国為替取引	60
証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引	60
証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)	60

7 その他

法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	46
---	----

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2007

2007年7月発行

ソニー損害保険株式会社 広報部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300(代表)

<http://www.sonysonpo.co.jp/>



IS515314/ISO(JIS Q)27001

BSIマネジメントシステムジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO(JIS Q)27001の認証を取得しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社より環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の認証を本社事業所において取得しています。

